

政令第 号

文部省組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章	本省の内部部局
第一節	大臣官房（第一條―第四條）
第二節	初等中等教育局（第五條―第十三條）
第三節	大学学術局（第十四條―第二十二條）
第四節	社会教育局（第二十三條―第二十九條）
第五節	調査局（第三十條―第三十七條）
第六節	管理局（第三十八―第四十六條）
第七節	共通事項（第四十七條―第四十八條）
第二章	文化財保護委員会事務局（第四十九條―第五十六條）
附則	

文部省組織令

第一章 本省の内部部局

第一節 大臣官房

（大臣官房の分課）

第一條 大臣官房に左の三課を置く。

- 一 人事課
- 二 総務課
- 三 会計課

（人事課）

第二條 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、災害保障、服務、人事記録その他の人事並びに教養及び訓練並びに退職者についての恩給に關すること。

二 定員（内部部局の定員を除く。）に關すること。

三 内部部局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

四 国立学校の教育公務員採用志願者名簿の作成及び保管に關すること。

五 文部本省の職員の団体に關すること。

六 内部部局の職員に賞与する宿舍の居住者の選考に關すること。

七 文化功勞者年金法（昭和二十六年法律第二百五号）に關する事務その他教育、學術又は文化に功績のある者の顕彰及び榮典に關すること。

八 儀式與礼に關すること。

(総務課)

第三條 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 公印を制定し、並びに大臣、政務次官、事務次官及び内部部局の公印(文化財保護委員会の公印を除く。)及び省印を管守すること。
- 三 文部省の機構及び内部部局の定員に関し、調査し、企画し、及び立案すること。
- 四 文部省の所管行政の総合調整を行うこと。
- 五 国会との連絡に関すること。
- 六 教育、学術、文化又は宗教に関する法人(学校法人及び宗教法人を除く。)の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可、監督等について連絡調整すること。
- 七 法令案その他の公文書類を審査し、法令の解釈について連絡調整

すること。

八 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

九 文部省の所管行政の監察に関すること。

十 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)に関する事務を処理すること。

十一 前各号に掲げるものの外、他の所掌に属しない事務を処理すること。

(会計課)

第四條 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 各部局の準備した予算案に基づいて、文部省所管の予算案を作成する等予算に関すること。
- 二 経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査

すること。

三 行政財産及び物品を管理すること。

四 文部省の職員に貸与する国設宿舍に関する事務（人事課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

五 庁内の取締に関すること。

（初等）第二節 初等中等教育局
第五條 初等中等教育局に左の七課及び一室を置く。

- 一 財務課
- 二 地方課
- 三 初等教育課
- 四 中等教育課
- 五 職業教育課
- 六 保健課
- 七 教科書課
- 八 特殊教育室

第六條 財務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方教育費に關し、資料を収集し、企画し、及び連絡調整すること。
- 二 地方公務員たる教育関係職員の手給に關する制度について企画し、並びにその運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 三 初等中等教育の振興のための企画に關し、連絡調整すること。
- 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）に基き文部大臣の

認定を受けた講習（以下「免許法認定講習」という。）のうち、都道府県の教育委員会が主催するものに対する補助に關する事務を処理すること。

- 五 就学奨励のための補助に關すること。
- 六 初等教育又は中等教育に従事する教育職員の科学教育の研究のための助成に關する事務を処理すること。
- 七 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）、市町村立学校職員給与法（昭和二十三年法律第三百三十五号）及び新たに入学する児童に対する教科用圖書の給与に關する法律（昭和二十七年法律第三百三十二号）に關する事務を処理すること。

（地方課）第七條 地方課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方教育行政に關する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般の運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 二 教育委員会に關し、一般的、共通の事項について連絡すること。
- 三 教育職員会の事務局職員の地方教育行政の一般的運営に關する研究集会等主催し、及びこれらの職員の研修について連絡すること。

- 四 地方教育行政に関する情報、資料の収集及び利用に関すること。
- 五 教職員の組織する全国的な団体との連絡に関すること。
- 六 地方公務員たる教育関係職員の任免その他身分取扱に関する制度について企画し、並びにこれらの運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 七 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）に関する法令案の作成について連絡調整すること。
- 八 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）に関する事務を処理すること。

（初等教育課）

第八條 初等教育課においては、左の事務（保健課及び特殊教育室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 初等教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 学校管理に関し、指導と助言を与えること。
- ロ 教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
- ハ 教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料の作成及び提供に関すること。

- ニ 児童又は幼児の生活指導に関し、指導と助言を与えること。
- ホ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
- ヘ 教科用図書の改訂に関すること。
- ト 資料の収集及び提供に関すること。
- チ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に関すること。
- リ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- ヌ 教育職員の現職教育に関し、援助と助言を与えること。
- ル 実験学校及び調査指定校に関すること。
- 二 初等中等教育における視聴覚教育による学習指導の内容に関し、指導と助言を与えること。
- 三 児童の就学及び不良化防止に関し、援助と助言を与えること。
- 四 教育課程審議会に関すること。但し、中等教育課程分科審議会及び学校通信教育分科審議会に関することを除く。

（中等教育課）
第九條

- 一 中等教育に關し、左に掲げる事務（職業教育課、保健課及び特殊教育室の所掌に屬するものを除く。）を行うこと。
- イ 学校管理に關し、指導と助言を与えること。
- ロ 教育課程、編制その他の教育に關する基準を設定し、及びこれらの実施に關し、指導と助言を与えること。
- ハ 教材、教具等の解説目録及び教材に關する資料の作成及び提供に關すること。
- ニ 生徒の生活指導に關し、指導と助言を与えること。
- ホ 学習指導要領の編修及び改訂に關すること。
- ヘ 教科用圖書の改訂に關すること。
- ト 資料の収集及び提供に關すること。
- チ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に關すること。
- リ 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。

教育職員（教育職員）の現職教育に關し、援助と助言を与えること。

ル 実験学校及び調査指定校に關すること。

ヲ 外国人留學生の教育に關し、援助と助言を与えること。

- 二 中学校又は高等学校の行い通信教育に關し、援助と助言を与えること。

三 生徒の就學及び不良化防止に關し、援助と助言を与えること。

四 大学以外の学校の図書館に關し、指導と助言を与えること。

五 教育課程文庫を管理し、及び運営すること。

六 高等学校の入學者の選抜に關し、援助と助言を与えること。

七 大学入學資格檢定に關すること。

八 初等中等教育としての体育に關し、指導と助言を与えること。

九 背平高原体育研究場を管理し、及び運営すること。

十 中等教育教育課程分科審議會、学校通信教育分科審議會及び学校体育分科審議會に關すること。

(職業教育課)

第十條

職業教育課においては、左の事務をつかさどる。

一 中学校及び高等学校における職業教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 教育課程、編制、設備その他の教育に関する基準を、中等教育高等学校及び

これらの実施に関し、指導と助言を与えること。

ロ 教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料の作成及び提供に供すること。

ハ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。

ニ 教科用図書の編修及び改訂に関すること。

ホ 資料の収集及び提供に関すること。

ヘ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び利用に関すること。
ト 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

チ 教育職員の見職教育に関し、援助と助言を与えること。

リ 研究指定校としての職業教育を行う中学校又は高等学校に関する事務を処理すること。

二 国立高等学校(国立大学附置のもの)を除く。一に関し、予算案の準備その他他の部局に属しない事務を処理すること。

三 学校における職業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

四 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)に関する事務(技術教育課、振興課及び助成課の所掌に属するものを除く。)

五 中等教育における職業指導に関し、援助と助言を与えること。

六 中学校又は高等学校の生徒の職業選択及び就職に関し、指導と助言を与えること。

七 学校植林、学校農場の経営等中等教育における生業的事業に関し、指導と助言を与えること。

八 中学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育に關し、援助と助言を与えること。

九 中央産業教育審議会に關すること。

(保健課)

第十一條 保健課においては、左の事務をつかさどる。

一 学校における健康教育及び健康管理に關し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 基準を設定し、及びその実施に關し、指導と助言を与えること。
ロ 学習指導要領及び学校保健計画実施要領の編修及び改訂に關すること。

ハ 教育職員の現職教育に關し、援助と助言を与えること。

ニ 資料の収集及び提供に關すること。

ホ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に關すること。
ヘ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。

二 虚弱な児童、生徒又は幼児の保健に關し、指導と助言を与えること。

三 運動医事に關し、指導と助言を与えること。

四 学校医、学校歯科医、養護教員その他の学校保健関係職員に關し、

指導と助言を与えること。

五 教員保養所に關すること。

六 学校身体検査に關すること。

七 学校保健分科審議会に關すること。

(教科書課)

第十二條 教科書課においては、左の事務をつかさどる。

一 教科用図書検定基準の作成及び改訂等初等中等教育用教科用図書の検定に關すること。

二 通信教育用学習図書検定基準の作成及び改訂等中学校又は高等学校の行い通信教育のための学習図書の検定に關すること。

三 検定済の教科用図書及び通信教育用学習図書の目録の作成及び提供に關すること。

四 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

五 文部省の出版物の体裁、印刷、製本等の基準を作成し、及びこれらの事項について他部局及び他の機関に対し、指導と助言を与えること。

六 教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第百二十三号)及び文部省著作教科書の出版権等に關する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)に關する事務を処理すること。

七 教科用図書検定調査審議会に關すること。

(特殊教育室)

第十三條 特殊教育室においては、左の事務をつかさどる。

- 一 盲学校、ろう学校及び養護学校並びに特殊学級における教育に關し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 学校管理に關し、指導と助言を与えること。
- ロ 教育課程、編制その他の教育に關する基準を設定し、及びこれらの実施に關し、指導と助言を与えること。
- ハ 教材、教具等の解説目録及び教材に關する資料の作成、及び提供に關すること。
- ニ 学習指導要領の編修及び改訂に關すること。
- ホ 教科用圖書の編修及び改訂に關すること。
- ヘ 資料の収集及び提供に關すること。
- ト 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に關すること。
- チ 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
- リ 教育職員の現職教育に關し、援助と助言を与えること。

四 盲学校及び調査指定校に關すること。

三 特殊教育用設備の補助に關すること。

四 教養院及び少年院の教科に關する事項の勧告についての事務を処理すること。

五 特殊教育における職業指導に關し、援助と助言を与えること。

第三節 大学学術局

（大学学術局の分課）

第十四條 大学学術局に左の七課及び一室を置く。

- 一 庶務課
- 二 大学課
- 三 技術教育課
- 四 教職員養成課
- 五 学生課
- 六 研究助成課
- 七 学術課
- 八 学術情報室

（庶務課）

第十五條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。
- 二 大学課、技術教育課、教職員養成課、学生課及び学術課の立案したものに基いて、国立大学及びこれに附置する学校その他の機関の予算案を準備すること。
- 三 大学教育の振興に関し、企画すること。
- 四 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。
- 五 日本学術会議及び科学技術行政協議会との連絡に関すること。
- 六 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）に関する事務を処理すること。
- 七 大学設置審議会に関すること。

（大学課）

第十六條 大學院においては、左の事務をつかさどる。

一 大學教育に關し、左に掲げる事務（技術教育課及び教職員養成課の所掌に屬するものを除く。）を行うこと。

イ 教育課程、編制その他の教育に關する基準を設定し、及びこれらの実施に關し、援助と助言を与えること。

ロ 専門的出版物の作成及び提供に關すること。

二 技術教育課、教職員養成課、学生課及び學術課の所掌に屬するものの外、国立の大學並びに大學学部に附屬する教育機関及び研究機関に關し、予算案の準備のための立案その他の他部局に屬しないう事務を處理すること。

三 大學（短期大學を除く。）の運営に關し、援助と助言を与えること。

と。

四 大學の附屬病院に關し、援助と助言を与えること。

五 大學学部の行方正規の課程としての通信教育（第十七條第六号に規定するものを除く。）に關し、援助と助言を与えること。

六 外国人留学生（北緯三十度以南の南西諸島（以下「琉球」という。）から派遣された留学生を含む。以下同じ。）の教育に關し、援助と助言を与えること。

七 大学院及び学位に關すること。

八 大學入学試験（大學進學適性検査を含む。）に關すること。

（技術教育課）

第十七條 技術教育課においては、左の事務をつかさどる。

一 大學における技術教育及び短期大學における教育に關し、左に掲

ける事務を行うこと。

イ 教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、援助と助言を与えること。但し、大学における技術教育に係る基準に関しては、大学教育の一般的基準の範囲内で行うものとする。

ロ 専門的出版物の作成及び提供に関すること。

ハ 研究集会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

二 国立大学の技術教育及び国立大学の学部附属する農場、演習林、牧場、家畜病院、実習工場及び練習船並びに国立短期大学に関し、予算案の準備のための立案その他の他部局に属しない事務を処理すること。

三 短期大学の運営に関し、援助と助言を与えること。

四 技術者の養成計画に関すること。

五 産業教育振興法第十五條第一項第四号（同法第十九條において準用する場合を含む。）に関する事務及び同條第二項第一号に関するもののうち公立の大学の設備に係る事務を処理すること。

六 技術教育に係る大学学部又は短期大学の行う正規の課程としての通信教育に関し、援助と助言を与えること。

七 高等学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育に関し、援助と助言を与えること。

八 専門学校卒業程度検定に関すること。

（教職員養成課）

第十八條 教職員養成課においては、左の事務をつかさどる。

一 教育職員の養成計画を立案し、及びその実施に関し、援助と助言を与えること。

二 大学における教育職員の養成に関し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 大学教育の一般的基準の範囲内で、教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、援助と助言を与えること。

ロ 専門的出版物の作成及び提供に関すること。

ハ 研究集会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

三 教育職員養成のための国立の大学又は大学等部及びこれらに附属する学校に関し、予算案の準備のための立案その他の他部局に属しない事務を処理すること。

四 免許法認定講習及び大学において行う現職教育（通信教育に上

るものを含む。）に関し、連絡し、及び援助と助言を与えること。

五 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法に関する事務を処理すること。

六 教育職員養成審議会に関すること。

（学生課）

第十九條 学生課においては、左の事務をつかさどる。

一 大学における学生の厚生補導に関し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 厚生補導の組織及びその運営に関し、援助と助言を与えること。

ロ 課外教育活動に関し、援助と助言を与えること。

ハ 課外教育環境の整備その他の厚生援護に関し、援助と助言を与えること。

- ニ 職業指導及び就職のあつ旋に関し、援助と助言を与えること。
ホ 専門的出版物の作成及び提供に関すること。
ヘ 研究集会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
ト 補導のための専門的技術の発達及び普及に関し、援助と助言を与えること。
二 国立大学の学生の厚生補導に関する予算案の準備のための立案に関すること。
三 学徒の奨学に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
四 学徒に対する旅客運賃割引証に関する事務を処理すること。
五 奨学及び学徒の厚生補導又は援護に関する団体との連絡に関すること。
六 大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）に関する事務を処理

すること。

- 七 学徒厚生審議会に関すること。

（研究助成課）

第二十條 研究助成課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 学術研究の助成に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
二 学術課の所掌に属するものの外、研究機関及び、研究者に対する学術の振興のための補助に関すること。
三 研究用資材の利用に関し、調査し、及び連絡すること。
四 科学研究費等分科審議会に関すること。

（学術課）

第二十一條 學術課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 學術の振興に關し、企画すること。
- 二 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及び国立大学附置研究所に關し、予算案の準備についての立案その他の他部局に属しない事務を処理すること。
- 三 前号の研究所、民間學術研究機關の助成に關する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）第二條の研究機關その他の研究機關及び學術団体に対し、援助と助言を与えること。
- 四 国立大学の學術研究に關する施設、設備に關し、援助と助言を与えること。
- 五 學術に關する資料の整備に關し、援助と助言を与えること。
- 六 學術研究者の養成計画に關すること。

七 學術に關する研究集会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。

八 大学又は研究機關の附属図書館その他學術に關する図書施設に対し、學術の振興のための、援助と助言を与えること。

九 學術用語の制定及び普及に關すること。

十 學術映画及び學術幻燈画の製作及び普及に關すること。

十一 學術団体との連絡に關すること。

十二 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

十三 民間學術研究機關の助成に關する法律に關する事務を処理すること。

十四 學術奨励審議會及び測地學審議會に關すること。但し、科學研究賞分科審議會、學術文獻綜合目錄分科審議會及び學術文獻紹介分科

審議会に關することを除く。

(學術情報室)

第二十二條 學術情報室においては、左の事務處つかさどる。

- 一 内外の學術に關する情報及び資料の収集、保存及び提供に關すること。
- 二 研究者、研究事業及び學術文献に關する目録の作成及び提供に關すること。
- 三 學術文献の紹介及び學術論文の抄録作成に關すること。
- 四 學術に關する標本及び出版物等の外国との交換に關すること。
- 五 學術文献総合目録分科審議会及び學術文献紹介分科審議会に關すること。

第四節 社会教育局
(社会教育局の分課)

第二十三條 社会教育局に左の六課を置く。

- 一 社会教育課
- 二 社会教育施設課
- 三 体育課
- 四 芸術課
- 五 視聴覚教育課
- 六 著作権課

(社会教育課)

第二十四條 社会教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育並びに生活向上のための職業教育及び科学教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報、資料の収集及び提供に関すること。
- ロ 研究会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 二 社会教育の振興に関し、企画すること。
- 三 社会教育に関する教材等の解説目録の作成及び提供に関すること。
- 四 青少年の教護に関し、援助と助言を与えること。

五 国民の祝日等における行事による社会教育に関し、企画し、及援助と助言を与えること。

- 六 学校開放に関し、援助と助言を与えること。
- 七 社会教育としての通信教育に関し、援助と助言を与えること。
- 八 復員者その他一般引揚者に対する成人教育に関すること。
- 九 社会教育主事の講習に関すること。
- 十 その他他課の所掌に属するものを除く外、社会教育の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。

十一 社会教育法(昭和二十四年法律第一七号)に関する事務を処理すること。

十二 社会教育審議会に関すること。但し、教育映画等審査分科審議会及び社会教育施設分科審議会に関することを除く。

(社会教育施設課)

第二十五條 社会教育施設課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 図書館(学校の図書館を除く。)、博物館、公民館その他の社会教育施設(以下この條において単に「社会教育施設」という。一)に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 施設、設備、運営等の基準の設定及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
- ロ 補助に関すること。

ハ 情報、資料の収集及び提供に関すること。

ニ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

ホ 読書指導に關し、援助と助言を与えること。

二 国立科学博物館に關し、予算案を準備その他の他部局に属しない事務を処理すること。

三 司書及び司書補並びに学芸員の講習に關すること。

四 図書館職員養成所を管理し、及び運営すること。

五 その他社会教育施設の向上及び普及に關し、援助と助言を与えること。

六 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に關する事務を処理すること。

七 社会教育施設分科審議会に關すること。
（体育課）

第二十六條 体育課においては、左の事務をつかさどる。

一 運動競技及びレクリエーションに關し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 情報、資料の収集及び提供に關すること。

ロ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。

ハ 指導者の養成に關すること。

二 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に關し、連絡し、及び援助すること。

三 運動競技団体及びレクリエーション団体との連絡に關すること。

四 国民体育館を管理し、及び運営すること。

五 その他運動競技及びレクリエーションの向上及び普及に關し、援助と助言を与えること。

六 保健体育審議会に關すること。但し、学校保健分科審議会、学校給食分科審議会及び学校体育分科審議会に關することを除く。

(芸術課)

第二十七條 芸術課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文学、音楽、美術、演劇その他の芸術及び国民娯楽に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報、資料の収集及び提供に関すること。
- ロ 研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- ハ その他芸術及び国民娯楽の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。
- 二 国立近代美術館及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を処理すること。
- 三 芸術に関する団体との連絡に関すること。

(視聴覚教育課)

第二十八條 視聴覚教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 視聴覚教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報、資料の収集及び提供に関すること。
- ロ 教材の製作に関すること。
- ハ 教材等の解説目録の作成及び提供に関すること。
- ニ 研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- ホ その他視聴覚教育の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。

二 教育映画等審査分科審議会に関すること。

(著作権課)

第二十九條 著作権課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)及び予約出版法(明治四十三年法律第五十五号)その他著作権に関する條約及び法令に關する事務を処理すること。
- 二 内外の著作権に関し、調査し、資料を収集し、及びこれらを利用に供すること。
- 三 著作権審議会に関すること。

第五節 調査局

第三十條 調査局に左の七課を置く。

- 一 企画課
- 二 調査課
- 三 統計課
- 四 国際文化課
- 五 広報課
- 六 国語課
- 七 宗務課

〔企画課〕

第三十一條 企画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 基本的な文教施策についての調査及び企画に關すること。
- 二 文部省の所掌事務の運営の評価に關すること。
- 三 中央教育審議会に關すること。

〔調査課〕

第三十二條 調査課において、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の所掌事務に關する一般的調査研究を行い、これに必要な資料を収集し、並びにその結果を利用に供すること。
- 二 文部省の所掌事務に關する調査研究についての年次計画の立案及び調整に關すること。
- 三 外国の教育事情について調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
- 四 他部局及び他の機關の求めに応じ、特殊の調査研究について援助と助言を与えること。

五 文部省の所掌事務に關する年報、要覽等を編集し、及び頒布すること。
六 国立国会図書館支部文部省図書館に關すること。

〔統計課〕

第三十三條 統計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の所掌事務に關する一般的統計を作成し、解釈し、これに必要な資料を収集し、並びにその結果に基き、年報、統計速報その他の統計報告を編集し、及び頒布すること。
- 二 文部省の所掌事務に關する統計の作成についての年次計画の立案及び調整に關すること。
- 三 文部省の所掌事務に關する指定統計に關すること。
- 四 教育統計に關する知識及び技術の普及及び向上に關すること。

〔国際文化課〕

第三十四條

国際文化課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に關し、條約その他の国際約束に従い、国際的取決めに交渉し、及び締結すること。

- 二 教育、學術又は文化に關する国際的諸活動についての各部局の事務（琉球に關するものを含む。）の連絡調整に關すること。

- 三 日本ユネスコ国内委員会に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を処理すること。

- 四 ユネスコ活動に關する法律（昭和二十七年法律第百七号）に關する法令案を作成し、及び国内に於けるユネスコ活動に關し、法人の設立の認可その他日本ユネスコ国内委員会の所掌に屬しない事務を処理すること。

- 五 公費又は私費による在外研究を援助すること。

- 六 外国人留學生の受入の連絡及び海外への留學生の派遣に關すること。

- 七 大學教授の国際交換に關し、連絡調整すること。

- 八 国内における国際文化事業及びこれらの事業を行う団体等に対し、援助と助言を与えること。

- 九 外国出版物の購入、交換等に關する事務を処理すること。

（広報課）

第三十五條 広報課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の政策及び文教に關する諸制度の趣旨の普及徹底に關すること。

- 二 報道事務に關すること。

- 三 文部広報等を編集し、及び頒布すること。

- 四 文部省の定期刊行物（文部省著作教科書の出版権等に關する法律の適用を受けるものを除く。）の出版について連絡調整すること。

（國語課）

第三十六條 國語課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國語の改良について調査し、及び企画し、並びに政府機關、教育機關その他に対し、その普及を図ること。

- 二 國立國語研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を処理すること。

- 三 ローマ字に關する調査研究を行い、並びにローマ字教育について調査し、及び企画すること。

- 四 ローマ字教育に関し、教科用圖書を改訂し、並びに手引書、指導書等を作成し、及び利用に供すること。
- 五 公用文の改善についての調査及び企画に関すること。
- 六 文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、並びに文体を定めること。
- 七 外国人に対する日本語教育の実施に関し、専門的、技術的な援助と助言を与えること。
- 八 国立国語研究所設置法（昭和二十三年法律二百五十四号）に関する事務を処理すること。
- 九 国語審議会に関すること。

（宗務課）

- 第三十七條 宗務課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 宗教に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
- 二 宗教団体との連絡に関すること。
- 三 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に関する事務を処理すること。

四 宗教法人審議会に関すること。

第六節 管理局

(管理局の分課)

第三十八條 管理局に、教育施設部の外、左の三課及び一室を置く。

一 振興課

二 福利課

三 学校給食課

四 教育用品室

2 教育施設部に左の四課を置く。

一 計画課

二 指導課

三 助成課

四 工管課

(振興課)

第三十九條 振興課においては、左の事務をつかさどる。

一 文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。

二 私立学校に關する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。

三 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に關し、調査し、及び指導と助言を与えること。

四 私立学校教育の振興のための学校法人等の助成に關すること。

五 産業教育振興法第十九條に關する事務のうち、同條において準用する同法第十五條第一項第一号及び第三号並びに第十六條に關するものを処理すること。

六 私立学校に關する団体との連絡に關すること。

七 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）及び私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）に關する事務を処理すること。

八 私立大学審議會に關すること。

(福利課)

第四十條 福利課においては、左の事務をつかさどる。

一 文部省共済組合及び公立学校共済組合に關すること。

二 職員（内部部局の職員を除く。）の衛生、医療その他福利厚生に關し、援助と助言を与えること。

三 地方公務員たる教育關係職員の福利厚生に關し、援助と助言

を与えること。

(学校給食課)

第四十一條 学校給食課においては、左の事務をつかさどる。

一 学校給食に關し、指導、助言及び援助を与えること。

二 学校給食用物資の需要量の取りまとめ、入手のあつ旋等学校給食用物資の確保に關すること。

三 学校給食分科審議会に關すること。

(教育用品室)

第四十二條 教育用品室においては、左の事務をつかさどる。

一 教育用品に關し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 資料の収集及び提供に關すること。

ロ 研究集会、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。

ハ 基準を設定し、分類を行い、並びに解説目録を作成し、及び利用に供すること。

ニ 創作改良についての調査研究及びこれらの結果の普及に關すること。

ホ 審査、推せん及びあつ旋に關すること。

ヘ 規格の制定に關し、連絡すること。

二 教育、學術、文化又は宗教に係る國際的に供給の不足する物資及び金に關し、需要量の取りまとめ、割当及び配分を行うこと。

三 教育、學術、文化又は宗教に係る物資の入手又は利用について便宜を与えること。

(計画課)

第四十三條 計画課においては、左の事務をつかさどる。

一 国立の文教施設の復旧整備に関し、企画し、及び予算案を準備すること。

二 国立の文教施設に関する資料の収集及び提供に関すること。

三 文教施設の立地計画、環境整備及び確保等に関し、連絡調整すること。

四 学校教育の一般的基準に基づき、学校施設の基準の設定に関すること。

五 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）に関する事務を処理すること。

(指導課)

第四十四條 指導課においては、左の事務をつかさどる。

一 文教施設の建設計画及びその実施に関し、援助と助言を与えること。

二 国立の文教施設の復旧整備に係る請負契約に関すること。

三 文教施設の防災その他保全に関し、指導と助言を与えること。

四 文教施設に関する技術的な調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。

五 学校施設の規格の設定及び普及に関すること。

六 公立の大学の校地、校舎、運動場、寄宿舎等の建設に係る認可に関すること。

(助成課)

第四十五條 助成課においては、左の事務をつかさどる。

一 公立の文教施設の復旧整備のための財政的援助に関すること。

二 公立の文教施設に関する資料の収集及び提供に関すること。

- 三 産業教育振興法第十五條第一項第三号に關する事務（設備に關するものを除く。）及び同條同項第四号に關するもののうち公立の大学の施設に係る事務を処理すること。
- 四 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を与えること。

（工管課）

第四十六條 工管課においては、国立の文教施設の工事に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 設計及び積算に關すること。
- 二 設計書類の照査に關すること。
- 三 施工基準の作成及び施工の管理に關すること。

（各課の共通事務）

第四十七條 各課及び各室（以下この條において単に「各課」という）においては、第二條から前條まで（第五條、第十四條、第二十三條、第三十條、及び第三十八條を除く。）に定めるものの外、それぞれ左の事務をつかさどる。

- 一 各課の所掌事務に關し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等の関係機関に對し、専門的、技術的な指導、助言及び援助を与えること。
- 二 各課の所掌事務に關する國際的諸活動について連絡調整すること。
- 三 各課の所掌事務に關する法人の設立の認可、監督等を行うこと。
- 四 各課の所掌事務に關し、審議会等に對し、事務的、技術的な援助を与えること。

五 各課の所掌事務に關し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

（連絡にあたる課の事務）

第四十八條 財務課、庶務課、社会教育課、企画課及び振興課においては、当該課の所掌に属するものとされた事務の外、それぞれ左の事務をつかさどる。

- 一 特別の定のある場合を除く外、当該課の属する局の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 二 当該課の属する局の所掌事務に關し、法令案及び予算案を取りまとめること。
- 三 当該課の属する局の所掌事務のうち、他課に属しない事務を処理すること。

第二章 文化財保護委員会事務局

（事務局の分課）

第四十九條 文化財保護委員会事務局に左の七課を置く。

- 一 管理課
- 二 企画連絡課
- 三 会計課
- 四 記念物課
- 五 美術工芸課
- 六 建造物課
- 七 無形文化課

（管理課）

第五十條 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文化財保護委員会（以下「委員会」という。）の職員の職階、任免、在給与、分限、懲戒、服務その他の人事並びに設備及び訓練に関すること。
- 二 委員会の職員の団体に關すること。

三 委員会に關する栄典及び表彰に關すること。

四 委員会の公印を制定し、並びに委員長、事務局長及び次長の官印及び委員会印を管守すること。

五 委員会に關する公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

六 委員会の所掌事務の監察に關すること。

七 委員会の権限の委任に關する事務を処理すること。

八 重要文化財（国宝を含む。）以下第 條 第一号、第一号及び第 條 第一号の場合を除き同様とする。一について

ての国庫補助、国庫負担及び損害補償に關すること。

九 史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。）以下第 條 第一号の場合を除き同様とする。一についての国庫補助

、国庫負担及び損害補償に關すること。

十 無形文化財についての国庫補助、資材のあつ、旋その他の助成及び国庫負担に關すること。

十一 国立博物館及び文化財研究所に関する事務を処理すること。

（企画連絡課）

第五十一條 企画連絡課においては、左の事務をつかさどる。

一 委員会の機密に関すること。

二 委員会の所管行政について総合調整を行うこと。

三 委員会の所掌事務に関する法令案その他の公文書類を審査し、法令の解釈について連絡調整すること。

四 委員会の政策を立案するために必要な資料の収集及び作成に関すること。

五 委員会の政策の普及並びに文化財に関する知識の普及及び理解の徹底その他広報に関すること。

六 委員会が編集し、又は作成した刊行物、写真、複製品等の頒布に関すること。

七 文化財の保存及び活用に関する一般的統計調査に関すること。

八 文化財の保存及び活用のための国際的諸活動に関すること。

九 委員会の所掌事務に関する会議、研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

十 都道府県教育委員会その他の関係機関に関し、委員会の所掌事務に関する一般的、共通的事項について連絡し、及び助言すること。

十一 文化財に関する調査研究委託費に関すること。

十二 委員会の所掌事務に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條に規定する法人に関する事務を処理すること。

十三 委員会の行う聴聞に関する事務を処理すること。

十四 委員会の所掌事務に関する事項の官報掲載に関すること。

十五 委員会及び文化財専門審議会の会議その他庶務に関すること。

十六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）以下「法」という。）に係る法令案を作成すること。

十七 委員会の所掌事務で他課の所掌に属さない事務を処理すること。

（会計課）

第五十二條 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 委員会の経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 行政財産及び物品の管理に関すること。
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物である公共福祉用財産の管理について調整を行うこと。
- 四 委員会の管理する事務所等の管轄に関すること。
- 五 委員会の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 六 委員会の職員の共済組合に関すること。
- 七 委員会の職員に貸与する国設宿舍に関する事務を処理すること。
- 八 庁内の取締に関すること。
- 九 重要文化財の出品に対する給与金に関すること。
- 十 重要文化財の買取に関すること。
- 十一 埋蔵文化財の発見に対する報償金に関すること。

十二 委員会の所掌事務に関する物資の割当、あつ旋その他物資の確保についての総括に関すること。

（記念物課）

第五十三條 記念物課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物の指定及びその解除並びに民俗資料としての国宝又は重要文化財の指定及びその解除に関すること。
- 二 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理、復旧又は修理についての命令、勧告、指示及び指揮監督に関すること。但し、建造物課の所掌に属するものを除く。
- 三 特別史跡名勝天然記念物及び民俗資料である国宝の復旧又は修理及び滅失、き損又は衰亡の防止の措置の施行に関すること。
- 四 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の現状変更等の許可並びにこれらの環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に関すること。

五 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財についての調査及び史跡名勝天然記念物の調査のために必要な措置の施行に關すること。

六 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理についての届出に關すること。

七 古墳、旧跡その他の遺跡発見の届出に關すること。

八 埋蔵文化財の発掘に關する届出、指示及び命令に關すること。

九 埋蔵文化財の発掘の施行に關すること。

十 埋蔵文化財の鑑査に關すること。

十一 埋蔵文化財の譲与及び譲渡に關すること。

十二 民俗資料である重要文化財の出品又は公開の命令、勸告、承認又は許可に關すること。

十三 出品され又は管理若しくは修理の委託を受けた民俗資料である重要文化財の管理又は修理に關すること。

十四 国の所有又は占有に屬する史跡名勝天然記念物、民俗資料で

ある重要文化財及び埋蔵文化財の管理又は修理に關すること。

十五 史跡名勝天然記念物、民俗資料及び埋蔵文化財（以下「記念物」という。）に關する専門的、技術的な指導と助言に關すること。

十六 記念物に關する台帳の整備に關すること。

十七 記念物の管理、修理及び復旧に必要な資料を刊行すること。

十八 記念物に關する記録、写真、複写及び複製に關すること。

十九 法第百十六條の規定によりなおその効力を有する旧重要美術品等の保存に關する法律（昭和八年法律第四十三号）以下「旧法」という。）の施行に關する事務のうち民俗資料に關するものを處理すること。

二十 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理のための防火施設その他の保存施設に關し、建造物課に対し勸告すること。

（美術工芸課）

第五十四條 美術工芸課においては、左の事務をつかさどる。

一 絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、考古資料その他建造物及び民俗資料以外の有形文化財（以下「美術工芸品」という。）としての国宝又は重要文化財の指定及びその解除に關すること。

二 美術品若しくは骨とう品として価値のある火なわ、銃式火器又は美術品として価値のある刀剣類の登録に關すること。

三 美術工芸品である重要文化財の管理又は修理についての命令、勸告、指示及び指揮監督に關すること。但し、建造物課の所掌に屬するものを除く。

四 美術工芸品である国宝の修理及び滅失又はき損の防止の措置の施行に關すること。

五 美術工芸品である重要文化財の出品又は公開の命令、勸告、承認又は許可に關すること。

六 美術工芸品である重要文化財の現状変更等の許可並びにその環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に關すること。

七 美術工芸品である重要文化財についての調査に關すること。

八 美術工芸品である重要文化財の管理についての届出に關すること。

九 出品され又は管理若しくは修理の委託を受けた美術工芸品である重要文化財の管理又は修理に關すること。

十 国の所有又は占有に屬する美術工芸品である重要文化財の管理又は修理に關すること。

十一 美術工芸品に關する専門的、技術的な指導と助言に關すること。

十二 美術工芸品に關する台帳の整備に關すること。

十三 美術工芸品の管理及び修理に必要な資料を刊行すること。

十四 美術工芸品に關する記録、写真、複写及び複製に關すること。

十五 旧法の施行に關する事務のうち美術工芸品に關するものを処

理すること。

十六 美術工芸品である重要文化財の管理のための防火施設その他の保存施設に関し、建造物課に対し勧告すること。

（建造物課）

第五十五條 建造物課においては、左の事務をつかさどる。

一 建造物としての国宝又は重要文化財の指定及びその解除に関すること。

二 建造物である重要文化財の管理又は修理についての命令、勧告、指示及び指揮監督に関すること。

三 建造物である国宝の修理及び滅失又は、損の防止の措置の施行に関すること。

四 建造物である重要文化財の出品又は公開の命令、勧告、承認又は許可に関すること。

五 建造物である重要文化財の現状変更等の許可並びにその環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に関すること。

こと。

六 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理のための防火施設その他の保存施設に関する命令、勧告、指示及び指揮監督並びに委員会の所掌に属する文化財の防火施設その他の保存施設に関する専門的、技術的な指導と助言に関すること。

七 建造物である重要文化財についての調査に関すること。

八 建造物である重要文化財の管理についての届出に関すること。

九 出品され又は管理若しくは修理の委託を受けた建造物である重要文化財の管理又は修理に関すること。

十 国の所有又は占有に属する建造物である重要文化財の管理又は修理に関する専門的、技術的な指導と助言に関すること。

十一 建造物に関する台帳の整備に関すること。

十二 建造物の管理、修理及び復旧に必要な資料を刊行すること。

十三 建造物に関する記録、写真及び複製に関すること。

十五 旧法の施行に関する事務のうち建造物に関するものを処理すること。

（無形文化課）

第五十六條 無形文化課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 助成の措置を講ずべき無形文化財の調査及び選定に関すること。
- 二 助成の措置を講じた無形文化財の保存に関する指示及び指揮監督に関すること。
- 三 助成の措置を講じた無形文化財の公開の命令及び承認に関すること。
- 四 無形文化財に関する専門的、技術的な指導と助言に関すること。
- 五 無形文化財についての資料の整備及び管理に関すること。
- 六 無形文化財に関する台帳の整備に関すること。
- 七 無形文化財の保護に必要な資料を刊行すること。
- 八 無形文化財に関する記録、写真、複写及び複製に関すること。

附 則

- 1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。
- 2 当分の間、この政令中「学校」には、学校教育法第九十八條第一項に定める学校を、「大学」には、同條同項の従前の規定による大学及び専門学校を、「短期大学」には、同條同項の従前の規定による専門学校を含むものとする。

理 由

国家行政組織法の一部改正に伴い、文部省の本省の内部部局及び文化財保護委員会事務局の課等の設置及び所掌事務について規定する必要があるからである。

昭和二十七年八月

文部省機構関係法令集

文
部
省

222

目次

文部省設置法	一
文部省組織規程	二
文部省所轄機關組織規程	三
国立近代美術館組織規程	四
ユネスコ活動に関する法律(抄)	五
日本ユネスコ国内委員会事務局組織規程	六
文化財保護法(抄)	七
文化財保護委員会事務局組織規程	八
(附) 文部省機構図	九

文部省設置法

第三條 国家行政組織法昭和二十三年法律第二十号第三條第二項の規定に基づいて、文部省を設置する。

2 文部省の長は、文部大臣とする。

(文部省の任務)

第四條 文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

(文部省の権限)

第五條 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設け、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員に賃金及び賞与を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、及び管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設け、及び管理すること。

二

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 所掌事務の周知を行ふこと。

十一 文部省の公印を制定すること。

十二 教育（学校教育及び社会教育をいう。以下同じ）、学術及び文化の振興に關し、調査し、及び企画すること。

十三 地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に關する制度並びに地方公務員たる教育職員に關する制度に關し、調査し、及び企画すること。

十四 教育、学術、文化又は宗教に係る國際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保について、あつ、旋すること。

十五 国立自然教育園、史料館及び國民体育館を管理し、及び運営すること。

十六 国立学校（これに附置する機關を含む）の施設を復旧整備すること。

十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に關する法人の設立につき認可を行ふこと。

十八 大学、研究機關その他の教育、学術又は文化に關する機關（他の行政機關に屬するものを除く）に對し、その運営に關して指導と助言を與へること。

十九 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機關に對し、教育、学術、文化及び宗教に關する行政の

組織及び運営について指導、助言及び報告を與へること。

二十 教育、学術及び文化に關する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

二十一 教育、学術又は文化に關する重要な題目について、會議、研究會、討論會その他の催しを主催すること。

二十二 教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。

二十三 大学及び研究機關の研究活動について連絡し、及び援助すること。

二十四 国内における教育、学術又は文化に關する國際的諸活動について連絡調整すること。

二十五 教育職員、生徒、研究者、著作家、藝術家、國際的な運動競技大会及び文化的會合の参加者等の諸外国との交換に關し、條約その他の國際約束に従い、國際的取決を交渉し、及び締結すること。

二十六 教育、学術又は文化に關する國際會議の政府代表の候補者を選考し、關係行政機關に意見を述べること。

二十七 國費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八 所掌事務に關する調査研究を行い、その結果を利用し、供し、及び關係調査研究機關に對し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十九 所掌事務に關する統計調査の資料及び結果を収集し、解明し、及び刊行頒布すること。

文部省設置法

第二章 本省

第一節 内部部局

第六條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

初等中等教育局

大学学術局

社会教育局

調査局

管理局

2 管理局に教育施設部を置く。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、文部省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 職員の職務、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育

三

文部省設置法

- 及び訓練に關すること。
- 二 内部部局の職員、衛生、医療その他福利厚生に關すること。
 - 三 教育、學術又は文化に功績のある者の顕彰に關すること。
 - 四 機密に關すること。
 - 五 大臣の官印及び省印を管理すること。
 - 六 機構及び定員に關し、調査し、企画し、及び立案すること。
 - 七 所管行政の総合調整を行うこと。
 - 八 教育、學術、文化又は宗教に關する法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に關する事務について連絡調整すること。
 - 九 法令案その他の公文書類の審査を行うこと。
 - 十 公文書類を收受し、発送し、編集し、及び保存すること。
 - 十一 監察に關すること。
 - 十二 各部局の準備した予算案に基いて文部省所管の予算案を作成する等予算に關すること。
 - 十三 経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。
 - 十四 行政財産及び物品を管理すること。
 - 十五 前各号に掲げるものの外、文部省の所掌事務で他部局及び他の機関の所掌に属しない事項。
- （初等中等教育局の事務）
- 第八條 初等中等教育局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 地方教育行政に關する制度について企画し、並びに地方教育行

四

- 政の組織及び一般の運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 二 地方教育費に關し、資料を取集し、及び企画すること。
 - 三 地方公務員たる教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱に關する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。
 - 四 国立高等学校（国立大学附置のものを除く。）に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。
 - 五 初等教育、中等教育及び特殊教育（以下「初等中等教育」という。）の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。
 - 六 初等中等教育のための補助に關すること。
 - 七 初等中等教育の基準の設定に關すること。
 - 八 学校における職業教育の振興のための事務について連絡調整すること。
 - 九 高等学校、専門学校、ふろ学校及び養護学校の行う通信教育に關し、援助と助言を与えること。
 - 十 初等中等教育における職業指導に關し、援助と助言を与えること。
 - 十一 初等中等教育に關する教材、教員等の解説目録及び教材に關する資料を作成し、及び利用に供すること。
 - 十二 学校における保健に關し、指導、助言及び援助を与えること。
 - 十三 左のような方法によつて、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員そ

- の他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
- イ 手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
 - ロ 初等中等教育に關係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
 - 十四 初等中等教育用教科書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行に關すること。
 - 十五 文部省が著作の名称を有する、出版物の著作権を管理すること。

（大学学術局の事務）

第九條 大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。
- 二 国立大学及びこれに附置する学校その他の機関に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。
- 三 大学教育及び學術の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 四 大学教育のための補助に關すること。
- 五 大学教育の基準の設定に關すること。
- 六 大学の行う通信教育に關し、援助と助言を与えること。
- 七 教育職員の免許、養成及び大学において行う現職教育並びに研究者の養成に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び指導

- に關し、援助と助言を与えること。
- 九 国立教育研究所、評定審判所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。
 - 十 日本学術会議その他の學術団体との連絡に關すること。
 - 十一 研究機関及び研究者に対する學術の振興のための補助に關すること。
 - 十二 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の國際交換のための候補者の選考に關すること。
 - 十三 外国人留學生の教育に關し、援助と助言を与えること。
 - 十四 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。
 - 十五 學術に關する情報資料を取集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。
 - 十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。
 - 十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。
 - 十八 左のような方法によつて、大学教育及び學術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
 - イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
 - ロ 大学教育及び學術に關する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
- （社会教育局の事務）

文部省設置法

第十條 社会教育局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国立科学博物館、国立近代美術館及び日本芸術院に關し、予算案の準備その他の他部局に關しない事務を行うこと。
- 二 社会教育（國民の文化的生活上の活動を含む。以下この條において同じ。）の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 三 社会教育のための補助に關すること。
- 四 社会教育に關する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。
- 五 社会教育としての通信教育に關し、援助と助言を与えること。
- 六 左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
- イ 情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。
- ロ 社会教育に關する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
- 七 視聽覚教育に關し、連絡調整すること。
- 八 芸術及び國民健康の向上及び普及に關し、援助と助言を与えること。
- 九 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に關し、連絡し、及び援助すること。
- 十 國民体育制度を管理し、及び運営すること。
- 十一 著作権の登録等著作権に關する事務及び印刷出版の届出の受理に關する事務を行うこと。

第十一條 調査局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の所掌事務に關する一般の調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。
- 二 文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。
- 三 外國の教育事情について、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
- 四 文部省の所掌事務に關する年次報告、概算、時勢等を編纂し、及び頒布すること。
- 五 基本的な文教施設について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。
- 六 教育職員、生徒、研究者、著作家、芸術家、國際的な運動競技大会及び文化的公合の参加者等の諸外國との交換に關し、條約その他の國際約束に従ひ國際的取決を交渉し、及び締結すること。
- 七 教育、學術又は文化に關する國際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に關すること。
- 八 日本ユネスコ國內委員会及び国立国際研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に關しない事務を行うこと。
- 九 國內におけるユネスコ活動に關し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。
- 十 公費又は私費による在外研究を援助すること。

第十二條 管理局においては左の事務をつかさどる。

- 一 文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。
- 二 私立学校に關する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般の運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 三 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に關し、調査し、及び指導と助言を与えること。
- 四 私立学校教育振興のための学校法人等の助成に關すること。
- 五 学校給食に關し、指導、助言及び援助を与えること。
- 六 文部省共済組合及び公立学校共済組合に關すること。
- 七 職員（内部部局の職員を除く。）の儒生、医療その他福利厚生に關すること。

第十三條 第六條に掲げる大臣官房及び各局（以下この條において「各局」という。）においては、第七條から前條までに定めるものの外、それぞれ左の事務をつかさどる。

- 一 外國人留学生の受入の連絡及び海外への留学生の派遣に關すること。
- 二 大学教授の國際交換に關し、連絡調整すること。
- 三 外國出版物の購入、交換等に關する事務を処理すること。
- 四 広報に關すること。
- 五 国立國會圖書館支部文部省図書館に關すること。
- 六 國語の改良及びその普及に關すること。
- 七 宗教に關する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に關すること。
- 八 宗教法人の規則等の認証を行うこと。

- 八 地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に關し、援助と助言を与えること。
- 九 教育、學術、文化又は宗教に係る國際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、學術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつたすること。
- 十 教育用品に關し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。
- 十一 学校施設の基準の設定に關すること。
- 十二 学校施設の整備、学校施設の確保等に關し、連絡調整すること。
- 十三 公立の文教施設の復旧整備に關し、指導と助言を与えること。
- 十四 公立の文教施設の復旧整備のための補助に關すること。
- 十五 国立の文教施設の復旧整備に關する予算案を準備し、及び国立学校（これに附置する機関を含む。）の施設を復旧整備すること。

文部省設置法

文部省設置法

専門的、技術的な指導と助言を与えること。

二 各局の所掌事務に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

三 各局の所掌事務に関する法人の設立の認可を行うこと。

四 各局の所掌事務に関し、第二十六條及び第二十七條に掲げる審議会等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。

五 各局の所掌事務に関し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

六 各局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

七 法律（これに基づく命令を含む）により各局の所掌に属せられた事項を処理すること。

2 教育施設部においては、前條第二項に定めるものの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。

第二節 国立の学校その他の機関

（国立の学校等）

第十四條 第二十六條及び第二十七條に規定するもののほか、文部大臣の所轄の下に、国立の学校及び左の機関を置く。

日本ユネスコ国内委員会

国立教育研究所

国立科学博物館

国立近代美術館

緯度観測所

統計数理研究所
国立遺伝学研究所
国立言語研究所
日本芸術院
（評議員会）

第十五條 前條の機関のうち、国立教育研究所、国立科学博物館、国立近代美術館、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所にそれぞれ評議員会を置く。

2 評議員会は、それぞれの機関の事業計画、経費の見積、人事その他の運営管理に関する重要事項について、それぞれの機関の長に助言する。

3 それぞれの機関の長は、評議員会の推薦により、文部大臣が任命する。

4 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

5 評議員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

6 評議員の推薦、任期その他評議員会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

（国立の学校）

第十六條 国立の学校については、国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の定めるところによる。

（日本ユネスコ国内委員会）

第十七條 日本ユネスコ国内委員会は、わが国において国際連合教育

することをかさどる機関とする。

2 緯度観測所は、岩手県に置く。

3 緯度観測所の内部組織は、文部省令で定める。

（統計数理研究所）

第二十二條 統計数理研究所は、統計に関する数値及びその応用の研究をつかさどり、あわせてその研究の連絡及び促進をはかる機関とする。

2 統計数理研究所に附属統計技術員養成所を置き、統計技術員を養成せしめる。

3 統計数理研究所の内部組織は、文部省令で定める。

（国立遺伝学研究所）

第二十三條 国立遺伝学研究所は、遺伝に関する学理の総合研究及びその応用の基礎的研究をつかさどり、あわせて遺伝学研究所の指導、連絡及び促進をはかる機関とする。

2 遺伝学研究所の内部組織は、文部省令で定める。

（国立言語研究所）

第二十四條 国立言語研究所については、国立国語研究所設置法（昭和二十三年法律第二百五十四号）の定めるところによる。

（日本芸術院）

第二十五條 日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するために置かれる機関とする。

2 日本芸術院会員には、予算の範囲内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

（緯度観測所）

第二十一條 緯度観測所は、緯度変化の観測、計算及びその研究に関

文部省設置法

文部省設置法

3 日本芸術院の内部組織、会員その他職員及び運営については、政令で定める。

(中央教育審議会)

第二十六條 本省に中央教育審議会を置く。

2 中央教育審議会は、文部大臣の諮問に依りて、教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。

3 中央教育審議会は、人格が高尚で、教育、学術又は文化に關し広く且つ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経りて任命する二十人以内の委員で組織する。

一〇

4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央教育審議会に臨時委員を置くことができる。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、中央教育審議会に専門委員を置くことができる。

6 前四項に定めるもののほか、中央教育審議会の内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

(審議会等)

第二十七條 本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種別	目的	的
文化功勞者選考審議会	文部大臣の諮問に依りて文化功勞者の候補者の選考に關する事項を調査審議すること。	
宗教法人審議会	文部大臣の諮問に依りて宗教法人に關する選定その他宗教法人法に基きその権限に關せしめられた事項について調査審議し、及びこれに關連する事項について文部大臣に建議すること。	
教育課程審議会	教育課程に關する事項を調査審議すること。	
保健体育審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に關する事項を調査審議すること。	
中央産業教育審議会	産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）に基き文部大臣の諮問に依りて、産業教育に關する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議すること。	
学徒厚生審議会	學業に關する事項を調査審議すること。	
教育職員養成審議会	學業及び生徒の厚生保護に關する事項を調査審議すること。	
學術獎勵審議会	教育職員の免許、養成制度等に關する事項を調査審議すること。	
測地字審議会	學術の奨励及び普及に關する事項を調査審議すること。	
	測地字及び政府機関における測地事業計画に關する事項を審議すること。	

社会教育審議会

国民審議会
私立大学審議会

大学設置審議会
著作権審議会

教科用図書検定調査審議会

第三章 外局

(外局の設置)

第二十八條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて文部省に置かれる外局は、左の通りとする。

文化財保護委員会

(文化財保護委員会)

第二十九條 文化財保護委員会の組織、所掌事務及び権限は、文化財保護法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第三十條 文部省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）及びその特例に關して規定する法律の定めるところによる。

文部省設置法

(定員)

第三十一條 文部省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（これに基き命令を含む）に別段の定めがある場合を除くほか、従前の機関及び職員は、この法律に基き相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

文部省官制（昭和十七年勅令第七百四十八号）

文部省に調査局を置く勅令（昭和二十一年勅令第五百八十九号）

文部省臨時職員等設置制（大正九年勅令第二百九十三号）

教育研修所官制（昭和二十年勅令第五百七十二号）

一一

文部省設置法

- 1 国立博物館官制(昭和二十二年政令第八号)
- 2 東京科学博物館官制(大正十年勅令第二百八十六号)
- 3 緯度経度研究所官制(大正九年勅令第四百八十二号)
- 4 統計数理研究所官制(昭和十九年勅令第三百八十五号)
- 5 日本芸術院官制(昭和十二年勅令第二百八十号)
- 6 測地学委員会官制(明治三十一年勅令第八十四号)
- 7 史蹟名勝天然記念物調査官制(昭和十一年勅令第三百九十七号)
- 8 国語審議会官制(昭和九年勅令第三百三十一号)
- 9 教科用図書委員会官制(昭和二十二年政令第二百七十六号)
- 10 教員検定委員会官制(明治三十三年勅令第三百三十五号)
- 11 前項各官制の規定は、職員に適用する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 12 当分の間、この法律中「学校」には、学校教育法第九十八條第一項に定める学校を、「大学」には、同項の従前の規定による大学及び専門学校を含むものとする。
- 13 第八條第九号中「高等学校」は、当分の間、「中学校及び高等学校」と読み替へるものとする。
- 14 初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。
- 15 初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名称を有する教科用図書で年需要部数が一万部を超えるものについて、その改訂を行うものとする。

一一

- 1 初等中等教育局においては、当分の間、高等学校の職業に関する教科の教科用図書及び買入、教育用等の特殊の教科用図書の編修及び改訂を行うものとする。
- 2 大学芸術局においては、当分の間、学校教育法第八十八條の規定による学位の授与について認可を行うものとする。
- 3 初等中等教育局においては、当分の間、教科用図書の検定を行うものとする。
- 4 社会教育局においては、当分の間、北海道函館市、京都府舞鶴市及び長崎県佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行うものとする。
- 5 第十四條に掲げるもののほか、当分の間、文部大臣の所轄の下に図書館職員養成所を置き、図書館の職員を養成せしめる。図書館職員養成所に関して必要な事項は、文部省令で定める。

附則 (昭和二十七年法律第六十八号)

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
- 3 第七十六條中「文部大臣官邸」を「文部省調査局」に改める。

文部省組織規程

昭和二十七年八月一日
文部省令第十九号

(大臣官房の分課)

第一條 大臣官房に左の三課を置く。

- 人事課
- 総務課
- 会計課

(人事課の事務)

第二條 人事課においては、文部省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の職階、任免、給与、表彰、分限、懲戒、災害補償、服務、恩給、人事記録その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 二 定員を管理すること。
- 三 内部部局の職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 四 教育公務員採用志願者名簿の作成及び保管に關すること。
- 五 文部本省の職員の団体との連絡に關すること。
- 六 内部部局の職員に貸与する宿舍の居住者の選考に關すること。
- 七 教育、學術及び文化に功績のある者の顕彰に關すること。
- 八 榮典に關すること。
- 九 文化功勞者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)に關する

文部省組織規程

事務を處理すること。

(総務課の事務)

第三條 總務課においては、文部省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 公印を制定し、並びに大臣、事務次官及び内部部局の公印及び省印を管理すること。
- 三 機構に關し、調査し、企画し、及び立案すること。
- 四 定員に關し、調査し、及び企画すること。
- 五 所掌行政の総合調整を行うこと。
- 六 国会との連絡に關すること。
- 七 新制、學術、文化又は宗教に關する法人(学校法人及び宗教法人を除く)の設立の認可基準等を作成する等これらの法人の認可、監督等について連絡調整すること。
- 八 法令案その他の公文書類を審査し、法令の解釈について連絡調整すること。
- 九 公文書類を受理し、発送し、編纂し、及び保存すること。
- 十 監察に關すること。
- 十一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に關する法令案の作成について連絡調整すること。
- 十二 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)に關する事務を處理すること。

文部省組織規定

十三 前各号に掲げるものの外、文部省の所掌事務で他部局及び他の機関の所掌に属しない事務を処理すること。

(会計課の事務)

第四條 会計課においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 各部局の預備した予算案に基づいて、文部省所掌の予算案を作成する等予算に関すること。
- 二 経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。
- 三 行政財産及び物品を管理すること。
- 四 文部省の職員に貸与する国設宿舍に関する事務（人事課の所掌に属するものを除く）を処理すること。
- 五 庁内の費備に関すること。

(初等中等教育局の分課)

第五條 初等中等教育局に左の七課及び一室を置く。

地方課
財務課
初等教育課
中等教育課
職業教育課
保健課
教科書課
特殊教育室

(地方課の事務)

第六條 地方課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般の運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 二 教育委員会に関し、一般的、共通的事項について連絡すること。
- 三 教育委員会の事務局職員の研究集会等を主催し、及びその他これらの職員の研修に関し、連絡すること。
- 四 地方教育行政に関する情報、資料の収集及び利用に関すること。
- 五 教職員の組織する団体との連絡に関すること。
- 六 地方公務員たる教育関係職員の任免その他身分取扱に関する制度について企画し、並びにこれらの運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 七 初等中等教育の振興のための企画に関し、連絡調整すること。
- 八 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）に関する法令案の作成について連絡調整すること。
- 九 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）に関する事務を処理すること。

(財務課の事務)

第七條 財務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方教育費に関し、資料を収集し、企画し、及び連絡調整すること。

二 地方公務員たる教育関係職員の給与に関する制度について企画し、並びにこれらの運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。

三 初等中等教育の編制、設備等の基準の設定について連絡調整すること。

四 初等中等教育の教材の基準の設定並びに教材、教具等の解説目錄の作成について連絡調整すること。

五 関係局課と連絡して、都道府県の教育委員会が主催する免許法認定講習に対する補助に関する事務を処理すること。

六 就学奨励のための補助に関すること。

七 初等教育又は中等教育に従事する教育職員の科学教育の研究のための助成に関する事務を処理すること。

八 北緯三十度以南の南西諸島（以下「琉球」という。）から派遣された教育職員の研修についての援助と助言に関すること。

九 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）及び新たに入学する児童に対する教科用圖書の給与に関する法律（昭和二十七年法律第三十二号）に関する事務を処理すること。

(初等教育課の事務)

第八條 初等教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 小学校及び幼稚園に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 学校管理についての指導と助言に関すること。
- ロ 教育課程、編制その他の教育に関する基準の設定及びこれらについての指導と助言に関すること。

文部省組織規定

(中等教育課の事務)

第九條 中等教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 児童又は幼児の生活指導についての指導と助言に関すること。
- 二 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
- 三 教科用圖書の改訂に関すること。
- 四 資料の収集及び利用に関すること。
- 五 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び利用に関すること。
- 六 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 七 関係局課と連絡して、初等中等教育としての視覚教育による学習指導の内容に関し、指導と助言を与えること。
- 八 この課の所掌事務に関する教材、教具等の解説目錄及び教材に関する資料を作成し、及び利用に供すること。
- 九 初等教育に従事する教育職員の現職教育についての援助と助言に関すること。
- 十 実験学校又は調査指定校としての小学校又は幼稚園に関すること。
- 十一 関係局課と連絡して、児童の就学及び不良化防止に関し、援助と助言を与えること。
- 十二 教育課程審議会及び初等教育課程分科審議会の庶務を処理すること。

文部省組織規程

一六

- 一 中学校及び高等学校に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 学校管理についての指導と助言に關すること。
 - ロ 関係課(室)を含む。第十條中において同じと連絡して、教育課程、編制その他の教育に關する基準を決定し、及びこれらに關し、指導と助言を与えること。
 - ハ 生徒の生活指導についての指導と助言に關すること。
 - ニ 学習指導要領の編修及び改訂に關すること。
 - ホ 教科用圖書の改訂に關すること。
 - ヘ 資料の収集及び利用に關すること。
 - ト 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び利用に關すること。
 - チ 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
- 二 この課の所掌事務に關する教材、教具等の解説目録及び教材に關する資料を作成し、及び利用に供すること。
- 三 中等教育に従事する教育職員の見習教育についての援助と助言に關すること。
- 四 実驗学校又は調査指定校としての中学校又は高等学校に關すること。
- 五 中学校又は高等学校の行う通信教育についての援助と助言に關すること。
- 六 関係局課と連絡して、生徒の就学及び不良化防止に關し、援助と助言を与えること。

- 七 関係局課と連絡して、大学以外の学校の図書館に關し、指導と助言を与えること。
 - 八 教育課程文庫を管理し、及び運営すること。
 - 九 高等学校の入学資格に關する援助と助言に關すること。
 - 十 大学入学資格校定に關すること。
 - 十一 関係局課と連絡して、初等中等教育としての体育に關し、指導と助言を与えること。
 - 十二 中学校又は高等学校における外国人留學生の教育についての援助と助言に關すること。
 - 十三 省平高原体育研究場を管理し、及び運営すること。
 - 十四 中等教育課程分科審議会、学校通信教育分科審議会及び学校体育分科審議会の職務を處理すること。
- (職業教育課の事務)
- 第十條 職業教育課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 中学校及び高等学校における職業教育に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 関係課と連絡して、教育課程、編制、設備その他の教育に關する基準を決定し、及びこれらに關し、指導と助言を与えること。
 - ロ 学習指導要領の編修及び改訂に關すること。
 - ハ 教科用圖書の編修及び改訂に關すること。
 - ニ 資料の収集及び利用に關すること。
 - ホ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び利用に關すること。

- ヘ 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
- 二 国立高等学校(国立大学附置のものを除く)に關し、予算案の準備その他の他部局に關しない事務を處理すること。
- 三 この課の所掌事務に關する教材、教具等の解説目録及び教材に關する資料を作成し、及び利用に供すること。
- 四 職業教育に従事する教育職員の現職教育についての援助と助言に關すること。

- 十二 中央産業教育振興会の職務を處理すること。
- (保健課の事務)
- 第十一條 保健課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 関係局課と連絡して、学校における保健衛生に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 基準を決定し、及びその実施に關し、指導と助言を与えること。
 - ロ 学習指導要領及び学校保健計画実施要領の編修及び改訂に關すること。
 - ハ 資料の収集及び利用に關すること。
 - ニ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び利用に關すること。

- 五 関係局課と連絡して、研究指定校としての職業教育を行う中学校又は高等学校に關する事務を處理すること。
- 六 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。
- 七 関係局課と連絡して、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)に關する事務(技術教育課、振興課及び助成課の所掌に關するものを除く)を處理すること。
- 八 中等教育における職業指導についての援助と助言に關すること。
- 九 関係局課と連絡して、中学校又は高等学校の生徒の職業進路及び就職に關し、指導と助言を与えること。
- 十 関係局課と連絡して、学校種別、学校規模の経営等大学以外の学校における生活に關し、指導と助言を与えること。
- 十一 中学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育に關し、援助と助言を与えること。

- 四 運動医事についての指導と助言に關すること。
- 五 学校医、学校歯科医、養護教員その他の学校保健関係職員についての指導と助言に關すること。
- 六 教員保健所に關すること。

文部省組織規程

一七

文部省組織規程

- 七 学校身体検査その他学校における健康管理に関すること。
- 八 学校保健分科審議会の庶務を処理すること。

(教科書課の事務)

第十二條 教科書課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 初等中等教育用教科用図書等の検定に関すること。
- 二 中学校又は高等学校の行う通信教育のための学習図書の検定に関すること。
- 三 教科用図書検定基準及び通信教育用学習図書検定基準の作成及び改訂に関すること。
- 四 検定済の教科用図書及び通信教育用学習図書の目録の作成及び利用に関すること。
- 五 初等中等教育用教科用図書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用図書その他の教授上利用される図書の発行に関すること。
- 六 文部省が著作の名称を有する出版物の著作権を管理すること。
- 七 文部省の出版物の体裁、印刷、製本等の基準を作成し、及びこれらの事項について他部局及び他の機関に対し、指導と助言を与えること。
- 八 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第二百二十三号）及び文部省著作教科書の出版に関する法律（昭和二十四年法律第二百四十九号）に関する事務を処理すること。
- 九 教科用図書検定審査審議会の庶務を処理すること。

(特殊教育室の事務)

一八

第十三條 特殊教育室においては、左の事務をつかさどる。

- 一 盲学校、ろう学校及び養護学校並びに特殊学級に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 学校管理についての指導と助言に関すること。
- ロ 教育課程、編制その他の教育に関する基準の設定及びこれらについての指導と助言に関すること。
- ハ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
- ニ 教科用図書の編修及び改訂に関すること。
- ホ 資料の収集及び利用に関すること。
- ヘ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び利用に関すること。
- ト 研究集会、講演会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 二 この室の所掌事務に関する教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料を作成し、及び利用に供すること。
- 三 特殊教育に従事する教育職員等の現職教育についての援助と助言に関すること。
- 四 実験学校又は調査指定校としての盲学校、ろう学校及び養護学校並びに特殊学級を設ける小学校及び中学校に関すること。
- 五 盲学校の理療科の設置に関すること。
- 六 特殊教育用の設備の補助に関すること。
- 七 関係課と連絡して、教護院及び少年院の教科に関する事項の勧告についての事務を処理すること。

- 八 特殊教育における職業指導についての援助と助言に関すること。

(視学官)

第十四條 初等中等教育局に視学官を置く。

- 2 前項の視学官は、上司の命を受け、初等中等教育に関し、連絡、指導に当る。
- 3 第一項の視学官の定数、選考基準、職務等については、別に定める。

(大学学術局の分課)

第十五條 大学学術局に左の七課及び一室を置く。

- 庶務課
- 大学課
- 技術教育課
- 教職員養成課
- 学生課
- 研究助成課
- 学術課
- 学術情報室

(庶務課の事務)

第十六條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 関係局課と連絡して、大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。
- 二 関係局課と連絡して、国立大学及びこれに附置する学校その他文部省組織規程

の機関の予算案を準備すること。

- 三 関係局課と連絡して、大学教育の振興に関し、企画すること。
- 四 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。
- 五 日本学術会議及び科学技術行政協議会との連絡に関すること。
- 六 関係局課と連絡して、国立学校設置法（昭和二十四年法律第二百五十九号）に関する事務を処理すること。
- 七 大学設置審議会の庶務を処理すること。

(大学課の事務)

第十七條 大学課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 大学（短期大学を除く。）に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 関係課と連絡して、教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらに関し、援助と助言を与えること。
- ロ 専門的出版物の作成及び利用に関すること。
- ハ 研究集会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 二 技術教育課、教職員養成課及び学術課の所掌に属するものの外、国立の大学並びに大学学部に附属する教育機関及び研究機関に関し、予算案の準備についての立案その他の他部局に属しない事務を処理すること。
- 三 関係課と連絡して、大学（短期大学を除く。）の運営に関し、援助と助言を与えること。
- 四 大学の附属病院についての援助と助言に関すること。

文部省組織規程

- 五 大学学部の行う正規の課程としての通信教育（第十八條第六号に規定するものを除く）についての援助と助言に關すること。
- 六 外国人留学生（琉球から派遣された留学生を含む）の教育に關し、援助と助言を与えること。
- 七 大学院及び学位に關すること。
- 八 関係局課と連絡して、大学入学試験（大学進学適性検査を含む）に關する事務を處理すること。

（技術教育課の事務）

- 第十八條 技術教育課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 大学における技術教育及び短期大学に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 関係課と連絡して、教育課程、編制その他の教育に關する基準を設定し、及びこれらに關し、援助と助言を与えること。
 - ロ 専門的出版物の作成及び利用に關すること。
 - ハ 研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
 - 二 国立大学の技術教育及び国立大学の学部（附屬する農場、演習林、家畜病院、実習工場及び練習船並びに国立短期大学に關し、予算案の準備についての立案その他の部局に關しない事務）を處理すること。
 - 三 関係課と連絡して、短期大学の運営に關し、援助と助言を与えること。
 - 四 技術教育の振興及び技術者の養成計画に關すること。

- 五 関係局課と連絡して、産業教育振興法第十五條第一項第四号（同法第十九條において準用する場合を含む）に規定する事務及び同條第二項第一号に規定する事務のうち、公立の大学の設備に關するものを處理すること。

- 六 技術教育に關する大学学部又は短期大学の行う正規の課程としての通信教育についての援助と助言に關すること。
- 七 高等学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育に關し、援助と助言を与えること。
- 八 専門学校卒業程度検定に關する事務を處理すること。

（教職員養成課の事務）

- 第十九條 教職員養成課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 関係局課と連絡して、教職員の養成計画を立案し、及びその実施に關し、援助と助言を与えること。
 - 二 大学における教職員の養成に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 関係課と連絡して、教育課程、編制その他の教育に關する基準を設定し、及びこれらに關し、援助と助言を与えること。
 - ロ 専門的出版物の作成及び利用に關すること。
 - ハ 研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
 - 三 国立の教職員養成のための大学又は学部及びこれらに附屬する学校に關し、予算案の準備についての立案その他の部局に關しない事務を處理すること。

- 四 免許法認定講習及び大学において行う現職教育（通信教育によるものを含む）に關し、連絡し、及び援助と助言を与えること。

- 五 教職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）及び教職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）に關する事務を處理すること。

- 六 教職員養成審議会の庶務を處理すること。

（学生課の事務）

- 第二十條 学生課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 大学における学生の厚生補導に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 関係課と連絡して、厚生補導の組織及びその運営に關し、援助と助言を与えること。
 - ロ 課外教育活動についての援助と助言に關すること。
 - ハ 関係局課と連絡して、課外教育環境その他の厚生援護に關し、援助と助言を与えること。
 - ニ 職業指導及び就職のあつ旋についての援助と助言に關すること。
 - ホ 専門的出版物の作成及び利用に關すること。
 - ヘ 研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
 - ト 専門的技術の発達及び普及についての援助と助言に關すること。
 - 二 国立大学の学生の厚生補導に關する予算案の準備についての立案

案に關すること。

- 三 生徒の奨学に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 四 生徒に対する旅費運賃割引証に關する事務を處理すること。
- 五 奨学及び生徒の厚生補導又は援護に關する団体との連絡に關すること。
- 六 大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）に關する事務を處理すること。
- 七 生徒厚生審議会の庶務を處理すること。

（研究助成課の事務）

- 第二十一條 研究助成課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 科学研究費交付金、科学研究助成補助金、科学試験研究費補助金等の研究費の予算案を準備し、及び配分を行い、並びにこれらの研究の促進を図ること。
 - 二 輸入機械及び輸入圖書購入費補助金の予算案を準備し、及び配分を行い、並びにこれらの機械及び圖書の購入の促進を図ること。
 - 三 研究成果刊行費補助金の予算案を準備し、及び配分を行い、並びにこれらの研究結果の活用及び頒布に關し、援助と助言を与えること。
 - 四 学術研究の助成に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。
 - 五 研究用資材の利用に關し、調査し、及び連絡すること。
 - 六 科学研究費等分科審議会の庶務を處理すること。

（学術課の事務）

文部省組織規程

第二十二條 學術課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 関係局課と連絡して、學術の振興に關し、企画すること。
- 二 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所、国立通信学研究所及び国立大学附置研究所に關し、予算案の準備についての立案その他の他部局に關しない事務を處理すること。
- 三 前号の研究所、民間學術研究機關の助成に關する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）第二條の研究所その他の研究機關及び學術団体に対し、援助と助言を与えること。
- 四 関係局課と連絡して、国立大学の學術研究に關する施設、設備の整備に關し、援助と助言を与えること。
- 五 學術に關する資料の整備及び保存に關し、援助と助言を与えること。
- 六 研究者の養成計画に關すること。
- 七 學術に關する研究集会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
- 八 関係課（室を含む）と連絡して、學術に關し、大学又は研究機關の對外國書籍その他の學術に關する圖書施設に對し、援助と助言を与えること。
- 九 學術用語の制定及び普及に關すること。
- 十 學術映画、學術幻燈圖を製作し、及びこれらの奨励、普及に關し、援助と助言を与えること。
- 十一 學術団体との連絡に關すること。
- 十二 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

第二十五條 社会教育局に左の六課を置く。

社会教育課
社会教育施設課
体育課
芸術課
視聴覚教育課
著作権課

（社会教育課の事務）

第二十六條 社会教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育並びに生活向上のための職業教育及び科学教育に關し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報、資料の収集及び利用に關すること。
- ロ 研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
- ハ 向上及び普及のための援助と助言に關すること。
- ニ 関係局課と連絡して、社会教育の振興に關し、企画すること。
- 三 社会教育に關する教材等の解説目録の作成及び利用に關すること。
- 四 関係局課と連絡して、青少年の救護に關し、援助と助言を与えること。
- 五 国民の祝日における行事その他社会教育に關する行事に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

文部省組織規程

十三 民間學術研究機關の助成に關する法律に關する事務を處理すること。

- 十四 學術奨励審議会、測地学審議会、科学映画等分科審議会、學術資料分科審議会及び學術用語分科審議会の職務を處理すること。

（學術情報課の事務）

第二十三條 學術情報課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内外の學術に關する情報、資料を収集し、及び保存し、並びに教育機關及び研究機關に對し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。
 - 二 研究者、研究事業及び學術文獻に關する目録の作成及び利用に關すること。
 - 三 學術文獻の紹介及び學術論文の抄録作成に關すること。
 - 四 學術に關する標本及び出版物等の外國との交換に關すること。
 - 五 學術文獻綜合目録分科審議会及び學術文獻紹介分科審議会の職務を處理すること。
- （視學官）
- 第二十四條 大学學術局に視學官を置く。
- 2 前項の視學官は、上司の命を受け、大学教育又は學術に關し、連絡、助言に當る。
 - 3 第一項の視學官の定数、選考基準、職務等については、別に定める。
- （社会教育局の分課）

六 学校開放についての援助と助言に關すること。

- 七 社会教育としての通信教育についての援助と助言に關すること。
- 八 復員者その他一般引揚者に対する成人教育に關すること。
- 九 社会教育主事講習に關すること。
- 十 関係課と連絡して、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に關する事務を處理すること。
- 十一 社会教育審議会、学校開放分科審議会、純潔教育分科審議会、青少年団体分科審議会、青少年救護分科審議会、児童文化分科審議会、労働者教育分科審議会、父母と先生の会分科審議会及び社会通信教育分科審議会の職務を處理すること。

（社会教育施設課の事務）

第二十七條 社会教育施設課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 図書館（学校の図書館を除く）、博物館、公民館その他の社会教育施設（以下この條において単に「社会教育施設」という）に關し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 施設、設備、運営等の基準の設定及びこれらについての指導と助言に關すること。
- ロ 情報、資料の収集及び利用に關すること。
- ハ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
- ニ 向上及び普及のための援助と助言に關すること。
- 三 国立科学博物館に關し、予算案の準備その他の他部局に關しない事務を處理すること。

文部省組織規程

- 三 社会教育施設の補助に關すること。
- 四 圖書指導に關すること。
- 五 司書及び司書補並に學芸員の講習に關すること。
- 六 圖書館職員養成所を管理し、及び運営すること。
- 七 圖書館法（昭和二十五年法律第百十八号）及び博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）に關する事務を處理すること。
- 八 社会教育施設分科審議会の庶務を處理すること。

（体育課の事務）

- 第二十八條 体育課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 運動競技及びレクリエーションに關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 情報、資料の収集及び利用に關すること。
 - ロ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
 - ハ 指導者の養成に關すること。
 - ニ 向上及び普及のための援助と助言に關すること。
 - 二 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に關し、連絡し、及び援助すること。
 - 三 運動競技団体及びレクリエーション団体との連絡に關すること。
 - 四 國民体育館を管理し、及び運営すること。
 - 五 保健体育審議会及び社会体育分科審議会の庶務を處理すること。

二四

（芸術課の事務）

- 第二十九條 芸術課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 文学、音楽、美術、演劇その他の芸術及び國民娛樂に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 情報、資料の収集及び利用に關すること。
 - ロ 研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
 - ハ 向上及び普及のための援助と助言に關すること。
 - 二 國立近代美術館及び日本芸術院に關し、予算案の準備その他の他部局に關しない事務を處理すること。
 - 三 芸術に關する団体との連絡に關すること。
- （視聽覚教育課の事務）
- 第三十條 視聽覚教育課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 關係局課と連絡して、社会教育又は学校教育としての視聽覚教育（以下この條において単に「視聽覚教育」という。）に關し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 情報、資料の収集及び利用に關すること。
 - ロ 教材の製作に關すること。
 - ハ 研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
 - ニ 向上及び普及のための援助と助言に關すること。
 - 二 視聽覚教育に關する教材等の解説目録の作成及び利用に關すること。

- 三 視聽覚教育に關し、連絡調整すること。
- 四 教育映画等審査分科審議会の庶務を處理すること。

（著作權課の事務）

- 第三十一條 著作權課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 著作權法（明治三十二年法律第三十九号）、著作権に關する併介業務に關する法律（昭和十四年法律第六十七号）及び印刷出版法（明治四十三年法律第五十五号）その他著作権に關する條約及び法令に關する事務を處理すること。
 - 二 内外の著作権に關し、調査し、資料を収集し、及びこれらを利用に供すること。
 - 三 著作權審議会の庶務を處理すること。
- （社会教育官）
- 第三十二條 社会教育官は、上司の命を受け、社会教育に關し、連絡、指導に當る。
- 3 社会教育官の定数、選考基準、職務等については、別に定めらる。

（調査局の分課）

- 第三十三條 調査局に左の七課を置く。
 - 企画課
 - 調査課
 - 統計課
 - 国際文化課
 - 文部省組織規程

- 広報課
- 国際課
- 文部省

（企画課の事務）

- 第三十四條 企画課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 基本的な文教政策についての調査及び企画に關すること。
 - 二 文部省の所掌事務の運営の評價に關すること。
 - 三 中央教育審議会の庶務を處理すること。
- （調査課の事務）
- 第三十五條 調査課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 文部省の所掌事務に關する一般的研究を行い、必要な資料を収集し、編輯し、及びこれらの結果を利用に供すること。
 - 二 文部省の所掌事務に關する調査研究についての年次計画の立案及び調整に關すること。
 - 三 外國の教育事情について調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
 - 四 他部局及び他の機關の求めに應じ、特殊の調査研究について援助と助言を与えること。
 - 五 文部省の所掌事務に關する年報、要覽等を編集し、及び頒布すること。
 - 六 國立国会圖書館支部文部省圖書館に關すること。
- （統計課の事務）
- 第三十六條 統計課においては、左の事務をつかさどる。

文部省組織規程

- 一 文部省の所掌事務に關する一般的統計調査を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。
- 二 文部省の所掌事務に關する統計調査についての年次計画の立案及び調整に關すること。
- 三 文部省の所掌事務に關する指定統計に關すること。
- 四 文部省の所掌事務に關する年次報告、統計連報その他の統計報告を編集し、及び頒布すること。
- 五 教育統計に關する知識及び技術の普及及び向上に關すること。

(国際文化課の事務)

第三十七條 国際文化課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的総合の参加者等の諸外国との交換に關し、條約その他の国際約束に従い、國際的取決めを交渉し、及び締結すること。
- 二 教育、学術又は文化に關する國際的諸活動についての各部署の事務の連絡調整に關すること。
- 三 日本ユネスコ國內委員会に關し、予算案の準備その他の他部署に關しない事務を處理すること。
- 四 ユネスコ活動に關する法律（昭和二十七年法律第二百七号）に關する法令案を作成し、及び國內におけるユネスコ活動に關し、法人の設立の認可その他日本ユネスコ國內委員会の所掌に關しない事務を處理すること。
- 五 公費又は私費による在外研究を援助すること。

二六

- 六 外国人留學生の受入の連絡及び海外への留學生の派遣に關すること。
- 七 琉球からの留學生の受入の連絡その他文部省の所掌事務に關する琉球との連絡に關すること。
- 八 大学教授の國際交換に關し、連絡調整すること。
- 九 國內における國際文化事業及びこれらの事業を行う団体等に対し、援助と助言を与えること。
- 十 外國出版物の交換等に關する事務を處理すること。

(広報課の事務)

第三十八條 広報課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の計画及び政策並びに文教に關する諸制度の趣旨の普及徹底に關すること。
 - 二 文部省において出版される定期刊行物（文部省著作教科書の出版等に關する法律の適用を受けるものを除く。）について連絡調整すること。
 - 三 文部省の所掌事務に關する広報等を編集し、及び頒布すること。
- (図書課の事務)
- 第三十九條 図書課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 圖書の改良について調査し、及び企画し、及び他の政府機関、教育機関その他に対し、その普及を図ること。
 - 二 國立國語研究所に關し、予算案の準備その他の他部署に關しない事務を處理すること。

- 三 ローマ字に關する調査研究を行い、並びにローマ字教育について調査し、及び企画すること。
- 四 關係局課と連絡して、ローマ字に關し、教科用圖書を改訂し、並びに手引書、指導書等を作成し、及び利用に供すること。
- 五 公用文の改善についての調査及び企画に關すること。
- 六 文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、並びに文法を定めること。
- 七 外国人に対する日本語教育の実施に關し、専門的、技術的な援助と助言を与えること。
- 八 國立國語研究所設置法（昭和二十三年法律第二百五十四号）に關する事務を處理すること。
- 九 國語審議會の職務を處理すること。

(宗教課の事務)

第四十條 宗教課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 宗教に關する情報、資料の収集及び利用に關すること。
- 二 宗教団体との連絡に關すること。
- 三 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六号）に關する事務を處理すること。
- 四 宗教法人審議會の職務を處理すること。

(管理局の分課)

第四十一條 管理局に左の七課及び一室を置く。

振興課
福利課
文部省組織規程

学校給食課
教育用品室
教育施設部
計画課
指導課
助成課
工管課

(振興課の事務)

第四十二條 振興課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 關係局課と連絡して、文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。
- 二 私立学校に關する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 三 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に關し、調査し、及び指導と助言を与えること。
- 四 私立学校教育の振興のための学校法人等の助成に關すること。
- 五 關係局課と連絡して、商業教育振興法第十九條に規定する事務のうち、同條において適用する同法第十五條第一項第一号及び第三号、同條第二項第一号並びに第十六條に規定するものを處理すること。
- 六 私立学校に關する団体との連絡に關すること。
- 七 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）及び私立学校振

文部省組織規程

二八

興会法（昭和二十七年法律第十一号）に関する事務を処理すること。

八 私立大学評議会の庶務を処理すること。

（福利課の事務）

第四十三條 福利課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。
- 二 職員（内部部局の職員を除く。）の衛生、医療その他福利厚生に關し、援助と助言を与えること。
- 三 地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に關し、援助と助言を与えること。

（学校給食課の事務）

第四十四條 学校給食課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 学校給食に關し、指導助言及び援助を与えること。
- 二 学校給食用物資の需要量の取りまとめ、割当、配分、入手のあつ、旋等学校給食用物資の確保に關すること。
- 三 学校給食分科審議会の庶務を處理すること。

（教育用品室の事務）

第四十五條 教育用品室においては、左の事務をつかさどる。

- 一 教育用品に關し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 資料の収集及び利用に關すること。
- ロ 研究集会、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。
- ハ 関係局課と連絡して、基準を設定し、及び分類を行い、並び

に解説目録を作成し、及び利用に供すること。

ニ 創作改良についての調査研究及びこれらの結果の普及に關すること。

ホ 審査、推せん及びあつ、旋に關すること。

ハ 規格の制定に關し、連絡すること。

- 二 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資及び金等に關し、需要量の取りまとめ、割当及び配分を行うこと。
- 三 教育、学術、文化又は宗教に係る物資の入手又は利用について便宜を与えること。
- 四 非商業目的のための無かつ、輸入に關すること。

（計画課の事務）

第四十六條 計画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 関係局課と連絡して、国立の文教施設の復旧整備に關し、企画し、及び予算案を準備すること。
- 二 国立の文教施設に關する資料の収集及び利用に關すること。
- 三 文教施設の立地計画、環境整備及び確保等に關し、連絡調整すること。
- 四 学校施設の基準の設定に關すること。
- 五 工事事務所に關すること。
- 六 学校施設の確保に關する政令（昭和二十四年政令第三十四号）に關する事務を處理すること。

（指導課の事務）

第四十七條 指導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文教施設の建設計画及びその実施についての援助と助言に關すること。
- 二 国立の文教施設の復旧整備に係る請負契約に關すること。
- 三 文教施設の防災その他保全についての指導と助言に關すること。
- 四 文教施設に關し、技術的な調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
- 五 学校施設の規格の設定及び普及に關すること。
- 六 公立の大学の校地、校舎、運動場、寄宿舎等の建設に係る認可に關すること。

（助成課の事務）

第四十八條 助成課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 公立の文教施設の復旧整備のための財政的援助に關すること。
- 二 公立の文教施設に關する資料の収集及び利用に關すること。
- 三 産業教育振興法 第十五條第一項第三号に規定する事務（設備に關するものを除く。）及び同條同項第四号に規定する事務のうち、公立の大学の施設に關するものを處理すること。
- 四 公立の文教施設の復旧整備についての指導と助言に關すること。

（工務課の事務）

第四十九條 工務課においては、国立の文教施設の工事に關し、左の事務をつかさどる。

文部省組織規程

二九

一 設計及び概算に關すること。

二 設計書類の審査に關すること。

三 施工基準の作成及び施工の管理に關すること。

（工事事務所）

第五十條 国立の文教施設の復旧整備の施行を分掌させるため、教育施設部に左の工事事務所を置く。

- 札幌工事事務所
- 仙台工事事務所
- 名古屋工事事務所
- 大阪工事事務所
- 広島工事事務所
- 高松工事事務所
- 福岡工事事務所

2 前項の工事事務所の分掌等については、別に定める。

（審査）

第五十一條 特殊教育室、学術情報室及び教育用品室にそれぞれ室長を置く。

（各課の共通事務）

第五十二條 各課及び各室（以下この條において単に各課という。）においては、第二條から第四十九條まで（第五條、第十四條、第十五條、第二十四條、第二十五條、第三十二條、第三十三條及び第四十一條を除く。）に定めるものの外、それぞれ左の事務をつかさどる。

文部省組織規程

- 一 各課の所掌事務に關し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等の関係機関に對し、指導、助言及び援助を与えること。
- 二 各課の所掌事務に關する國際的諸活動について連絡調整すること。
- 三 各課の所掌事務に關する法人の設立の認可、監督等を行うこと。
- 四 各課の所掌事務に關し、審議會等に對し、事務的、技術的な援助を与えること。
- 五 各課の所掌事務に關し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。
- 六 各課の所掌事務に關し、当該課の屬する大臣官房又は局の事務として法令の定める事項を處理すること。

(連絡課の事務)

- 第五十三條 別に定める課を連絡課とし、連絡課においては、当該課の所掌に屬するものとされた事務の外、それぞれ左の事務をつかさどる。
- 一 当該課の屬する局の所掌事務に關し、連絡調整すること。
 - 二 当該課の屬する局の所掌事務に關し、法令案及び予算案を取りまとめること。
 - 三 当該課の屬する局の所掌事務のうち、他課に屬しない事務を處理すること。

文部省所轄機關組織規程

昭和二十四年八月五日
文部省令第三十号

(改正)
昭和二十五年八月二十九日文部省令第二十三号
昭和二十七年四月二十四日文部省令第八号

第一章 国立教育研究所

- 第一條 国立教育研究所の所掌事務を分掌せしめるため、左の三部及び附屬教育図書館を置く。

附屬部

研究調査部

指導普及部

- 第二條 庶務部に庶務課及び会計課を置く。

- 一 別に文部大臣から委任を受けた範圍において職員的人事に關する事務を處理すること。
 - 二 公文書類を收受し、発送し、編集し、及び保存すること。
 - 三 公印を管理すること。
 - 四 国立教育研究所評議員會に關する事務を處理すること。
 - 五 他部局の所掌に屬さない事務を處理すること。
 - 六 国立教育研究所の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 三 会計課においては、左の事務をつかさどる。

文部省所轄機關組織規程

附 則

- 1 この省令は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 人事課においては、當分の間、教育職員及び教育関係公務員等の資格審査に關する職務整理に關する事務を處理するものとする。
- 3 當分の間、この省令中「学校」には、学校教育法第九十八條第一項に定める学校を、「大学」には、同條同項の従前の規定による大学及び専門学校を、「短期大学」には、同條同項の従前の規定による専門学校を含むものとする。

- 一 予算案を準備する等予算に關する事務を處理すること。
- 二 経費及び収入の決算に關する事務を處理すること。
- 三 會計に關する事務を處理すること。
- 四 行政財産及び物品の管理に關する事務を處理すること。
- 五 職員、生徒、医療及び福利厚生に關する事務を處理すること。
- 六 庁内の警備及び庁舎その他設備の維持に關する事務を處理すること。

第三條 研究調査部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 教育内容一般に關する實際的、基礎的研究調査を行うこと。
 - 二 教育方法一般に關する實際的、基礎的研究調査を行うこと。
 - 三 教育制度一般に關する實際的、基礎的研究調査を行うこと。
 - 四 研究調査のための資料を収集し、及び整理すること。
 - 五 その他教育全般に關し、必要な研究調査を行うこと。
 - 六 教育の研究調査に關し、必要な実験施設を運営すること。
- 第四條 指導普及部においては、左の事務をつかさどる。
- 一 教育に關する研究調査に關し、教育関係機関及び教職員の求めに應じ、援助と助言を与えること。
 - 二 教育に關する研究調査の普及に關すること。
 - 三 教育上参考となる出版物を作成し、及び頒布すること。
 - 四 前各号のほか、教職員の資質の向上に關し、教育関係機関及び教職員の求めに應じ、援助と助言を与えること。
 - 五 教育に關する研究調査活動に關し、関係機関と連絡すること。

第五條 附屬教育図書館においては、左の事務をつかさどる。

文部省所轄機関組織規程

三二

- 一 教育に関する研究調査に必要な図書、教材、教具、教授参考資料その他教育上参考となる資料を収集し、保存し、及びこれらを職員、教職員、一般教育研究者等の利用に供すること。
- 二 学校図書館の管理運営に関する研究調査を行い、及びその結果を利用に供すること。
- 三 教育に関する研究調査に必要な図書目録その他の資料を編修すること。
- 第六條 研究調査部、指導普及部及び附属教育図書館の事務を処理するため、それぞれ必要な室を置くことができる。
- 第六條之二 国立教育研究所に、当分の間、青少年教育部を附設する。
- 2 青少年教育部の内部組織その他その運営に關し必要な事項は、別に定める。

第二章 国立科学博物館

- 第七條 国立科学博物館の所掌事務を分掌せしめるため、左の二部を置く。
- 庶務部
- 学芸部
- 第八條 庶務部に庶務課及び会計課を置く。
- 2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 別に文部大臣から委任を受けた範囲において職員的人事に関する事務を処理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編纂し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。

- 四 国立科学博物館評議会に關する事務を処理すること。
- 五 他部局の所掌に關さない事務を処理すること。
- 六 国立科学博物館の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 3 会計課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 予算案を編纂する等予算に關する事務を処理すること。
- 二 経費及び収入の決算に關する事務を処理すること。
- 三 会計に關する事務を処理すること。
- 四 行政財産及び物品の管理に關する事務を処理すること。
- 五 職員、教職員、医療及び福利厚生に關する事務を処理すること。
- 六 庁内の警備及び衛生に關する事務を処理すること。
- 七 庁舎その他警備の維持に關する事務を処理すること。
- 第九條 学芸部に理化学課、地学課、動物学課、植物学課、図書館、普及課及び技術課の七課を置く。

- 2 理化学課、地学課、動物学課及び植物学課においては、それぞれ専門の事項について左の事務をつかさどる。
- 一 自然科学及びその応用に關する資料を収集し、保存し、及び展覽すること。
- 二 前号に關し、調査研究を行うこと。
- 三 自然科学に關する展示施設と連絡し、及びこれに対し、援助と助言を与えること。
- 3 図書館においては、自然科学に關する図書を収集し、及び利用に供する事務をつかさどる。
- 4 普及課においては、左の事務をつかさどる。

(一)

- 一 自然科学に關する研究集会、特別展覽その他各種の催しを企画し、及び実施すること。
- 二 自然科学に關する知識の向上及び調査研究について教職員、生徒その他一般に対し、援助と助言を与えること。
- 5 技術課においては、標本及び機器の製作及び修理その他展覽技術に關する事務をつかさどる。

第三章 緯度観測所

- 第十條 緯度観測所の所掌事務を分掌せしめるため、左の四課を置く。
- 庶務課
- 観測課
- 計算課
- 氣象課

- 第十一條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 別に文部大臣から委任を受けた範囲において、職員的人事に關する事務を処理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編纂し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。
- 四 緯度観測記録を國際緯度事業中央局に送付すること。
- 五 予算案を編纂する等予算に關する事務を処理すること。
- 六 経費及び収入の決算に關する事務を処理すること。
- 七 会計に關する事務を処理すること。
- 八 行政財産及び物品の管理に關する事務を処理すること。

緯度観測所

- 第十二條 氣象課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 別に文部大臣から委任を受けた範囲において、職員的人事に關する事務を処理すること。
- 二 緯度観測に必要なる予備計算を行うこと。
- 第十三條 計算課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 緯度観測に必要なる地上氣象の観測及び研究を行うこと。
- 二 緯度観測に必要なる高層氣流の観測及び研究を行うこと。
- 第十四條 統計数理研究所
- 第十五條 統計数理研究所の所掌事務を分掌せしめるため、左の四部を置く。
- 庶務部
- 研究第一部
- 研究第二部

- 九 職員、教職員、医療及び福利厚生に關する事務を処理すること。
- 十 庁内の警備及び衛生その他設備の維持に關する事務を処理すること。
- 十一 測地学調査会との連絡に關する事務を処理すること。
- 十二 他課の所掌に關さない事務を処理すること。
- 十三 緯度観測所の所掌事務に關し、連絡調整すること。

- 第十二條 観測課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 視天頂儀による緯度の観測及び研究を行うこと。
- 二 浮游天頂儀による緯度の観測及び研究を行うこと。
- 三 子午儀による時の観測及び研究を行うこと。
- 四 赤道儀による緯度及び研究を行うこと。

- 第十三條 計算課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 緯度の観測に必要なる予備計算を行うこと。
- 二 緯度変化の研究に必要なる観測結果の計算を行うこと。
- 第十四條 氣象課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 緯度観測に必要なる地上氣象の観測及び研究を行うこと。
- 二 緯度観測に必要なる高層氣流の観測及び研究を行うこと。

- 第十四條 統計数理研究所
- 第十五條 統計数理研究所の所掌事務を分掌せしめるため、左の四部を置く。
- 庶務部
- 研究第一部
- 研究第二部

三三

文部省所轄機関組織規程

研究第三部

第十六條 庶務部に庶務課、会計課及び養成課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 別に文部大臣から委任を受けた範圍において、職員の人事に関する事務を処理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。
- 四 統計数理研究所評議員会に関する事務を処理すること。
- 五 他部局の所掌に属さない事務を処理すること。
- 六 統計数理研究所の所掌事務に關し、連絡調整すること。

3 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 予算案を準備する等予算に関する事務を処理すること。
- 二 経費及び収入の決算に関する事務を処理すること。
- 三 会計に關する事務を処理すること。
- 四 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理すること。
- 五 職員の衛生、医療及び福利厚生に関する事務を処理すること。
- 六 庁内の警備及び庁舎その他設備の維持に関する事務を処理すること。

4 養成課においては、附屬統計技術員養成所に関する事務をつかさどる。

第十七條 研究第一部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 所内における研究の企画及び研究の進捗に関する事務を処理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。
- 四 国立遺伝学研究所評議員会に関する事務を処理すること。
- 五 他部局の所掌に属さない事務を処理すること。
- 六 国立遺伝学研究所の所掌事務に關し、連絡調整すること。

3 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 予算案を準備する等予算に関する事務を処理すること。
- 二 経費及び収入の決算に関する事務を処理すること。
- 三 会計に關する事務を処理すること。
- 四 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理すること。
- 五 職員の衛生、医療及び福利厚生に関する事務を処理すること。
- 六 庁内の警備及び庁舎その他設備の維持に関する事務を処理すること。

4 養成課においては、附屬統計技術員養成所に関する事務をつかさどる。

第十八條 研究第二部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 所内における研究の企画及び研究の進捗に関する事務を処理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。
- 四 国立遺伝学研究所評議員会に関する事務を処理すること。
- 五 他部局の所掌に属さない事務を処理すること。
- 六 国立遺伝学研究所の所掌事務に關し、連絡調整すること。

3 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 予算案を準備する等予算に関する事務を処理すること。
- 二 経費及び収入の決算に関する事務を処理すること。
- 三 会計に關する事務を処理すること。
- 四 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理すること。
- 五 職員の衛生、医療及び福利厚生に関する事務を処理すること。
- 六 庁内の警備及び庁舎その他設備の維持に関する事務を処理すること。

4 養成課においては、附屬統計技術員養成所に関する事務をつかさどる。

第十九條 研究第三部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 所内における研究の企画及び研究の進捗に関する事務を処理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。
- 四 国立遺伝学研究所評議員会に関する事務を処理すること。
- 五 他部局の所掌に属さない事務を処理すること。
- 六 国立遺伝学研究所の所掌事務に關し、連絡調整すること。

文部省所轄機関組織規程

二 確率論に関する研究を行うこと。

三 数理統計の基礎理論に関する研究を行うこと。

四 確率統計に関する基礎的研究を行うこと。

第十八條 研究第二部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 数理統計学の理論及び自然科学方面への応用に関する研究を行うこと。
- 二 実験統計に関する研究を行うこと。

第十九條 研究第三部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 数理統計学の理論及び社会現象への応用に関する研究を行うこと。
- 二 計量統計に関する研究を行うこと。
- 三 統計計算に関する研究を行うこと。

第五章 国立遺伝学研究所

第二十條 国立遺伝学研究所の所掌事務を分掌せしめるため、左の四部を置く。

庶務部

研究第一部

研究第二部

研究第三部

第二十一條 庶務部に庶務課及び会計課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 別に文部大臣の委任した範圍において、職員の人事に関する事務を処理すること。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

附則 (昭和二十五年文部省令第二十三号)

この省令は、昭和二十五年九月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年文部省令第八号)

この省令は、昭和二十七年四月一日から適用する。

国立近代美術館組織規程

昭和二十七年八月二十六日
文部省令第二十七号

第一條 国立近代美術館の所掌事務を分掌させるため、左の二課を設く。

庶務課

事業課

第二條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関する事。

二 別に文部大臣から委任を受けた範圍において職員の仕事に関する事務を処理すること。

三 公文書類を接収し、發送し、編集し、及び保存すること。

四 公印を管理すること。

五 国立近代美術館評議員会に関する事務を処理すること。

六 予算案を準備する等予算に関する事務を処理すること。

七 経費及び収入の決算その他会計に関する事務を処理すること。

八 行政財産及び物品を管理すること。

九 職員、衛生、医療及び福利厚生に関する事務を処理すること。

十 庁内の警備及び庁舎その他設備の維持に関する事務を処理すること。

十一 他課の所掌に属しない事務を処理すること。

国立近代美術館組織規程

十二 国立近代美術館の所掌事務を総合調整すること。

第三條 事業課においては、左の事務をつかさどる。

一 近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管し、陳列し、及び補修すること。

二 近代美術に関する内外の調査研究を行うこと。

三 近代美術に関する出版物を作成し、及び刊行頒布する等これらを利用に供すること。

四 近代美術に関する展覧会、講演会、実習会、研究会、その他各種の催しを企画し、及び実施すること。

五 近代美術に関する知識の普及その他広報に関すること。

六 関係資料を収集し、整理し、及び解説して、これを一般の利用に供するとともにこれらを保管すること。

七 内外の美術館、博物館、その他関係団体等と連絡協力し、近代美術に関する作品その他の資料等の利用に関する相互援助及び刊行物、情報等の交換等を行う。

八 その他この館の事業を行うために必要な事項に関する事。

第四條 国立近代美術館に館長及び次長を置く。

一 館長は、館務を総理する。

二 次長は、館長を助けて館務を処理する。

第五條 この規程及び国立近代美術館評議員会令に定めるものの外、館の運営等に関し、必要な事項は館長が定める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年 月 日から適用する。

三七

ユネスコ活動に関する 法律(抄)

昭和二十七年法律第二百七号
昭和二十七年六月二十一日公布

第二章 日本ユネスコ国内委員会

(事務局)

第十八條 国内委員会の事務を処理させるため、国内委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務総長、次長その他所要の職員を置く。

3 事務総長は、会長の一般的監督の下に、事務局の事務を掌理する。

4 事務総長は、国内委員会の会議に出席し、及び会務に関し必要な助言をすることができる。

5 事務総長は、委員を兼ねることを妨げない。

6 事務局職員の任免は、文部大臣が行う。但し、事務総長の任免については、あらかじめ会長の意見を問かなければならない。

7 事務局の内部組織は、文部省令で定める。

日本ユネスコ国内委員会 事務局組織規程

昭和二十七年省令第十八号
昭和二十七年七月三十一日公布

(課の設置)

第一條 日本ユネスコ国内委員会事務局(以下「事務局」という。)に左の四課を置く。

企画課
連絡課
調査課
普及課

(企画課の事務)

第二條 企画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)の所掌事務に関する企画、立案及び総合調整に関すること。
- 二 ユネスコ活動に関する予算案の準備についての立案その他予算及び会計に関すること。
- 三 ユネスコ活動に関する法令案の作製についての立案その他法令に関すること。
- 四 国内委員会の公文書類の審査に関すること。

日本ユネスコ国内委員会事務局組織規程

- 五 国内委員会及びその各小委員会の会務に関すること。
- 六 別に文部大臣から委任を受けた範囲において、国内委員会の職員の仕事に関する事務を処理すること。
- 七 この課の所掌事務に關し、地方公共団体、民間団体及び個人に對して、専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、国内委員会の所掌事務で他課の所掌に属さない事務に関すること。

(連絡課の事務)

第三條 連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 ユネスコ、国際連合及びその専門機関、国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及び団体等との連絡に関すること。
- 二 国及び地方公共団体の機関並びに民間団体及び個人等との連絡に関すること。
- 三 前二号に掲げるものとの情報の交換に関すること。
- 四 公印を管理すること。
- 五 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 六 この課の所掌事務に關し、地方公共団体、民間団体及び個人に對して、専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。
- 七 ユネスコに關係のある海外渡航者及び来朝者に對し、援助を与えること。
- 八 はん紙に関すること。

(調査課の事務)

第四條 調査課においては、左の事務をつかさどる。

一 ユネスコ活動に関する調査研究を行い、並びにその結果を編集し、及び利用に供すること。

二 ユネスコ活動に関する調査研究の委託に供すること。

三 ユネスコ活動に関する資料を収集し、作成し、解釈し、はん刷し、整備し、及び保存し、並びにその結果を編集し、及び利用に供すること。

四 この課の所掌事務に關し、地方公共団体、民間団体及び個人に對して、専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。

(普及課の事務)

第五條 普及課においては、左の事務をつかさどる。

一 ユネスコ活動に関する研究集会、講習会、会議、討論会、展覽会その他の催しの開催及びこれらへの参加に關すること。

二 ユネスコ活動に関する普及のための出版物を作成し、はん刷し、及び頒布すること。

三 前二号に掲げるものの外、ユネスコの目的及びユネスコ活動に關する普及に關すること。

四 この課の所掌事務に關し、地方公共団体、民間団体及び個人に對して、専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。

(事務局の組織及び運営に必要事項)

第六條 この省令に定めるものの外、事務局の組織及び運営について必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この省令は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百

七号）（附則第二項及び第三項の規定を除く。）施行の日から施行する。

文化財保護法（抄）

昭和二十五年五月三十日
法律第二百一十四号

〔改正〕 昭和二十六年十二月二十四日法律第二百十八号
昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十二号

第二章 文化財保護委員会

第二節 事務局

第十六條 委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法

第七條第四項の規定に従い、事務局を置く。

第十七條及び第十八條 附則

(事務局長及び次長)

第十九條 委員会の事務局に事務局長及び次長一人を置く。

2 事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、

所屬職員を指揮監督する。

3 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

第三節 附屬機関及び事務局出張所

(附屬機関)

第二十條 委員会の附屬機関として、文化財専門審議会、国立博物館

及び文化財研究所を置く。

(文化財専門審議会)

文化保護法

第二十一條 文化財専門審議会は、委員会の諮問に依りて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、且つ、これらの事項に關し必要と認める事項を委員会に建議する。

2 委員会は、左に掲げる事項については、あらかじめ、文化財専門審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその解除

二 重要文化財の管理及び修理に關する命令

三 国宝の修理及び滅失又は毀損の防止の措置の施行

四 重要文化財の現状変更及び輸出の許可及び許可の権限の都道府

県の教育委員会への委任（国立博物館）

第二十二條 国立博物館は、有形文化財を収蔵し、保管して公衆の観

覧に供し、あわせてこれに關連する事業を行う。

2 国立博物館の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京国立博物館	東京 京 都
京都国立博物館	京 都 市
奈良国立博物館	奈 良 市

3 国立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

(文化財研究所)

第二十三條 文化財研究所は、有形文化財及び無形文化財に関する調

査研究、資料の作成及びその公表を行う。

2 文化財研究所の名称及びその位置は、左の通りとする。

文化保護法

- 3 文化財研究所には、支所を置くことができる。
- 4 文化財研究所及び支所の内部組織は、委員会規則で定める。
(事務局出張所)
- 第二十四條 委員会は、その所掌事務の一部を分掌するため、所要の地に事務局出張所を設けすることができる。
その名称、位置、所掌事務の範囲は、委員会規則で定める。

四四

文化財保護委員会 事務局組織規程

昭和二十七年八月一日
文化財保護委員会規則第十号

(事務局の組織)

第一條 文化財保護委員会事務局に左の七課を置く。

管理課
企画連絡課
会計課
記念物課
美術工芸課
建造物課
無形文化課

(管理課)

第二條 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の種類、任免、給与、表彰、分限、懲戒、服務、恩給、人事記録その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 定員を管理すること。
- 三 職員の団体との連絡に関すること。
- 四 榮典に関すること。

文化保護委員会事務局組織規程

五 公印を制定し、並びに委員長、事務局長及び次長の公印及び委員公印を管理すること。

六 公文書類を受理し、発送し、歸集し、及び保存すること。

七 監獄に関すること。

八 委員会の権限の委任に関する事務を処理すること。

九 重要文化財(国宝を含む。以下第五條第一号、第六條第一号及び第七号の場合を除き同様とする。)についての国庫補助、国庫負担及び損害補償に関すること。

十 史跡名勝天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。以下第五條第一号の場合を除き同様とする。)についての国庫補助、国庫負担及び損害補償に関すること。

十一 無形文化財についての国庫補助、国庫負担、資料のあつ、旋その他の助成に関すること。

十二 国立博物館及び文化財研究所に関する事務を処理すること。

十三 この課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

(企画連絡課)

第三條 企画連絡課においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 委員会の政策の立案を行うこと。

三 委員会の計画及び政策を立案するために必要な資料の収集及び作成並びに資料の収集及び作成に必要な事務各課との連絡を行うこと。

四五

文化保護委員会事務局組織規程

四六

- 四 委員会の計画及び政策の普及並びに文化財に関する知識の普及及び理解の徹底その他広報に関すること。
- 五 委員会が編集し、又は作成した刊行物、写真、複製品等の頒布に関すること。
- 六 文化財の保存及び活用に関する情報、資料の収集及び利用に関すること。
- 七 内外文化の交流その他国際文化に関すること。
- 八 会議、研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 九 都道府県の教育委員会その他の関係機関に關し、委員会の所掌事務に関する一時的、共通事項について連絡し、及び指導すること。
- 十 所管行政の総合調整に関すること。
- 十一 文化財に関する調査研究の委託の総合調整に関すること。
- 十二 委員会の所掌事務に関する統計調査に関すること。
- 十三 委員会の所掌事務に関する法人に関する事務を処理すること。
- 十四 委員会の行う職能に関する事務を処理すること。
- 十五 法令案その他の公文書類を審査し、法令の解釈について連絡調整すること。
- 十六 官報掲載に関すること。
- 十七 委員会の会議その他の庶務に関すること。
- 十八 文化財専門審議会の庶務に関すること。
- 十九 委員会の所掌事務で他課の所掌に属さない事務を処理すること。
- 二十 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)その他の課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

(会計課)

- 一 事務局各課及び附属機関の準備した予算案に基づいて、委員会所掌の予算案を作成する予算に関すること。
- 二 経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。
- 三 行政財産及び物品の管理(重要文化財又は史跡名勝天然記念物である公共施設用財産については、その管理の総合調整)を行うこと。
- 四 委員会の職員に貸与する国設宿舎に関する事務を処理すること。
- 五 重要文化財の出品に対する給与金に関すること。
- 六 重要文化財の買取に関すること。
- 七 埋蔵文化財の発見に対する報償金に関すること。
- 八 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 九 職員の公務傷病に対する補償及び職員の保険に関すること。
- 十 庁舎その他の設備の管理及び庁内の警備に関すること。
- 十一 賞給に関すること。
- 十二 物資の調達、あつ、渡その他の物資の確保についての連絡に関すること。

ること。

十三 この課の所掌事務に関する法令を作成し、及び予算案を準備すること。

(記念物課)

第五條 記念物課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物の指定及びその解除並びに民俗資料に関する国定又は重要文化財の指定及びその解除に関すること。
- 二 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理、復旧又は修理についての命令、勧告、指示及び指導監督に関すること。
- 三 特別史跡名勝天然記念物及び民俗資料である国定の復旧又は修理及び滅失、き損又は破損の防止の措置の施行に関すること。
- 四 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の現状変更等の許可(民俗資料である重要文化財については、その輸出の許可を含む)並びに環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に関すること。
- 五 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財についての調査及び史跡名勝天然記念物の調査のために必要な措置の施行に関すること。
- 六 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理についての届出に関すること。
- 七 古墳、旧跡その他の遺跡発見の届出に関すること。
- 八 埋蔵文化財の発掘の禁止、停止及び中止の命令に関すること。
- 九 埋蔵文化財の発掘の施行に関すること。
- 十 埋蔵文化財の発掘についての届出及び指示に関すること。
- 十一 埋蔵文化財の調査に関すること。
- 十二 埋蔵文化財の譲渡及び譲渡に関すること。
- 十三 民俗資料である重要文化財の出品又は公開の命令、勧告、承認及び許可に関すること。
- 十四 出品され又は管理若しくは修理の委託を受けた民俗資料である重要文化財の管理又は修理に関すること。
- 十五 国の所有又は占有に属する史跡名勝天然記念物、民俗資料である重要文化財及び埋蔵文化財の管理又は修理に関すること。
- 十六 史跡名勝天然記念物、民俗資料及び埋蔵文化財(以下「記念物」という。)に関する専門的、技術的な指導と助言に関すること。
- 十七 記念物に関する行政の整備に関すること。
- 十八 記念物の管理、修理及び復旧に必要な資料を刊行すること。
- 十九 記念物に関する記録、写真、複写及び複製に関すること。
- 二十 記念物に関する調査研究の委託に関すること。
- 二十一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号以下「法」という。)第六十六條第一項に規定する重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の施行に関する事務のうち民俗資料に関する事務を処理すること。
- 二十二 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財について

四七

文化保護委員会事務局組織規程

文化保護委員会事務局組織規程

四八

ての同庫補助、国庫負担及び損害補償、民俗資料である重要文化財についての買取及び出品に対する給付金、埋蔵文化財の発見に対する報償金、この課の所掌事務に関する法人の設立の認可その他の管理職、企画連絡課又は会計課の所掌事務でこの課に關係のある事項に關し、当該課に対し勧告すること。

二十三 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の防火施設その他の保存施設に關し、建造物等に對し勧告すること。

二十四 文化財専門審議会に對し、企画連絡課と連絡して事務的、技術的援助を与えること。

二十五 この課の所掌事務に關する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

(美術工芸課)

第六條 美術工芸課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、考古資料その他の建造物及び民俗資料以外の有形文化財（以下「美術工芸品」という。）に關し、国庫又は重要文化財の指定及びその解除に關すること。
- 二 美術品若しくは骨とう品として価値のある火、お、銃式火器又は美術品として価値のある力剣類の登録に關すること。
- 三 美術工芸品である重要文化財の管理又は修理についての命令、勧告、指示監督に關すること。
- 四 美術工芸品である国宝の修理及び滅失又は損傷の防止の措置の施行に關すること。

- 五 美術工芸品である重要文化財の出品又は公開の命令、勧告、承認及び許可に關すること。
- 六 美術工芸品である重要文化財の現状変更及び輸出の認可並びに環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に關すること。
- 七 美術工芸品である重要文化財についての調査に關すること。
- 八 美術工芸品である重要文化財の管理についての届出に關すること。
- 九 出品され又は管理若しくは修理の委託を受けた美術工芸品である重要文化財の管理又は修理に關すること。
- 十 国の所有又は占有に屬する美術工芸品である重要文化財の管理又は修理に關すること。
- 十一 美術工芸品に關する専門的、技術的な指導と助言に關すること。
- 十二 美術工芸品に關する台帳の整備に關すること。
- 十三 美術工芸品の管理及び修理に必要な資料を刊行すること。
- 十四 美術工芸品に關する記録、写真、複製及び複製に關すること。
- 十五 美術工芸品に關する調査研究の委託に關すること。
- 十六 法第六十六條第一項に規定する重要美術品等の保存に關する法律の施行に關する事務のうち美術工芸品に關する事務を處理すること。
- 十七 美術工芸品である重要文化財についての買取、出品に対する

248

給付金、国庫補助、国庫負担、損害補償、法人の設立の認可その他の管理職、企画連絡課又は会計課の所掌事務でこの課に關係のある事項に關し、当該課に対し勧告すること。

十八 美術工芸品である重要文化財の防火施設その他の保存施設に關し、建造物等に對し勧告すること。

十九 文化財専門審議会に對し、企画連絡課と連絡して事務的、技術的な援助を与えること。

二十 この課の所掌事務に關する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

七 建造物である重要文化財についての調査に關すること。

八 建造物である重要文化財の管理についての届出に關すること。

九 出品され又は管理若しくは修理の委託を受けた建造物である重要文化財の管理又は修理に關すること。

十 国の所有又は占有に屬する建造物である重要文化財の管理又は修理に關すること。

十一 建造物に關する専門的、技術的な指導と助言に關すること。

十二 建造物に關する台帳の整備に關すること。

十三 建造物の管理、修理及び復旧に必要な資料を刊行すること。

十四 建造物に關する記録、写真及び複製に關すること。

十五 建造物に關する調査研究の委託に關すること。

十六 法第六十六條第一項に規定する重要美術品等の保存に關する法律の施行に關する事務のうち建造物に關する事務を處理すること。

十七 建造物である重要文化財についての買取、国庫補助、国庫負担、損害補償、法人の設立の認可その他の管理職、企画連絡課又は会計課の所掌事務でこの課に關係のある事項に關し、当該課に対し勧告すること。

十八 文化財専門審議会に對し、企画連絡課と連絡して事務的、技術的な援助を与えること。

(建造物課)

第七條 建造物課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 建造物に關し、国庫又は重要文化財の指定及びその解除に關すること。
- 二 建造物である重要文化財の管理又は修理についての命令、勧告、指示及び指導監督に關すること。
- 三 建造物である国宝の修理及び滅失又は損傷の防止の措置の施行に關すること。
- 四 建造物である重要文化財の出品又は公開の命令、勧告、承認及び許可に關すること。
- 五 建造物である重要文化財の現状変更及び輸出の認可並びに環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に關すること。
- 六 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の防火施設その他の保存施設に關すること。

四九

十九 この課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

(無形文化財)

第八條 無形文化財においては、左の事務をつかさどる。

- 一 助成の措置を講ずべき無形文化財の選定に関すること。
- 二 助成の措置を講じた無形文化財の保存に関する指示及び指導監督に関すること。
- 三 無形文化財の公開の命令及び承認に関すること。
- 四 無形文化財についての資料の整備及び管理に関すること。
- 五 無形文化財に関する専門的、技術的な指導と助言に関すること。
- 六 無形文化財に関する台帳の整備に関すること。
- 七 無形文化財の保護に必要な資料を刊行すること。
- 八 無形文化財に関する記録、写真、複製及び複製に関すること。
- 九 無形文化財に関する調査研究の委託に関すること。
- 十 無形文化財についての国庫補助、法人の設立の認可その他管理課、企画連絡課又は会計課の所掌事務でこの課に關係のある事項に關し、当該課に対し勧告すること。
- 十一 文化財専門審議会に対し、企画連絡課と連絡して事務的、技術的な援助を与えること。
- 十二 この課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

大 臣 官 房		初 等 中 等 教 育 局		大 學 學 術 局		社 会 教 育 局		調 査 局	
人 事 課		財 務 課		地 方 課		社 会 教 育 課		企 業 課	
①職員の職務任免給与その他の人事 ②内部職員の衛生医監その他の福利厚生 ③文部本省職員との団体との交渉 ④所属ある者の願状及び栄典		①地方教育費に關する企圖案の調査 ②地方教育費の給与制度の企圖案の調査 ③中等教育費の給与制度の企圖案の調査 ④初等中等教育の教員等の給与制度の調査 ⑤初等中等教育の教員等の給与制度の調査 ⑥初等中等教育の教員等の給与制度の調査		①地方教育行政に關する企圖案の調査 ②地方教育行政に關する企圖案の調査 ③地方教育行政に關する企圖案の調査 ④地方教育行政に關する企圖案の調査 ⑤地方教育行政に關する企圖案の調査		①公民教育青少年教育婦人教育労働者教育等社会人に対する教育並びに生活向上のための職業教育及び科学教育に関する事項 ②社会教育振興のための企圖案 ③国民の休日その他の社会教育に関する行事 ④学校開放 ⑤社会教育としての通達教育		①基本的文教施設についての調査 ②私立学校 ③私立学校 ④私立学校 ⑤私立学校 ⑥私立学校	
総 務 課		初 等 教 育 課		技 術 教 育 課		社 会 教 育 課		調 査 課	
①機 ②機 ③機 ④機 ⑤機 ⑥機 ⑦機 ⑧機 ⑨機 ⑩機		①小学校及び幼稚園の学校管理の指導 ②小学校及び幼稚園の学校管理の指導 ③小学校及び幼稚園の学校管理の指導 ④小学校及び幼稚園の学校管理の指導 ⑤小学校及び幼稚園の学校管理の指導		①大学における技術教育及び短絡大学の教育課程の編制その他の教育に関する事項 ②短絡大学の教育課程の編制その他の教育に関する事項 ③短絡大学の教育課程の編制その他の教育に関する事項 ④短絡大学の教育課程の編制その他の教育に関する事項 ⑤短絡大学の教育課程の編制その他の教育に関する事項		①労働部及びレクリエーションに關する事項 ②労働部及びレクリエーションに關する事項 ③労働部及びレクリエーションに關する事項 ④労働部及びレクリエーションに關する事項 ⑤労働部及びレクリエーションに關する事項		①所屬事務の一般行政調査及び資料の収集、解読、利用 ②所屬事務の調査研究の年次調査立案調整 ③所屬事務の調査研究の年次調査立案調整 ④所屬事務の調査研究の年次調査立案調整 ⑤所屬事務の調査研究の年次調査立案調整	
会 計 課		中 等 教 育 課		中 等 教 育 課		著 作 課		広 報 課	
①所屬の予算案の作成その他の予算 ②経費及び収入決算、会計及び会 ③行政財産及び物品の管理 ④市内の警備		①中学校及び高等学校の学校管理の指導 ②中学校及び高等学校の学校管理の指導 ③中学校及び高等学校の学校管理の指導 ④中学校及び高等学校の学校管理の指導 ⑤中学校及び高等学校の学校管理の指導		①中学校及び高等学校の学校管理の指導 ②中学校及び高等学校の学校管理の指導 ③中学校及び高等学校の学校管理の指導 ④中学校及び高等学校の学校管理の指導 ⑤中学校及び高等学校の学校管理の指導		①著作方法及び著作物の紹介業務に關する法律に基く事務 ②内外著作物の調査資料の収集及び提供 ③著作物の調査資料の収集及び提供 ④著作物の調査資料の収集及び提供 ⑤著作物の調査資料の収集及び提供		①計測及び測量並びに文藝に關する制度の普及促進 ②文部省定刊行物の調査調整 ③文部省定刊行物の調査調整 ④文部省定刊行物の調査調整 ⑤文部省定刊行物の調査調整	
保 健 課		職 業 教 育 課		職 業 教 育 課		著 作 課		調 査 課	
①学校の保健衛生に關する指導 ②学校の保健衛生に關する指導 ③学校の保健衛生に關する指導 ④学校の保健衛生に關する指導 ⑤学校の保健衛生に關する指導		①中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ②中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ③中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ④中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ⑤中学校及び中等学校の職業教育に關する指導		①中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ②中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ③中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ④中学校及び中等学校の職業教育に關する指導 ⑤中学校及び中等学校の職業教育に關する指導		①著作物の調査資料の収集及び提供 ②著作物の調査資料の収集及び提供 ③著作物の調査資料の収集及び提供 ④著作物の調査資料の収集及び提供 ⑤著作物の調査資料の収集及び提供		①同調改良の調査、企画、普及 ②ローマ字の調査、企画、普及 ③ローマ字の調査、企画、普及 ④ローマ字の調査、企画、普及 ⑤ローマ字の調査、企画、普及	
宗 務 課		宗 務 課		宗 務 課		宗 務 課		宗 務 課	
①宗教に關する情報資料の収集利用 ②宗教に關する情報資料の収集利用 ③宗教に關する情報資料の収集利用 ④宗教に關する情報資料の収集利用 ⑤宗教に關する情報資料の収集利用		①宗教に關する情報資料の収集利用 ②宗教に關する情報資料の収集利用 ③宗教に關する情報資料の収集利用 ④宗教に關する情報資料の収集利用 ⑤宗教に關する情報資料の収集利用		①宗教に關する情報資料の収集利用 ②宗教に關する情報資料の収集利用 ③宗教に關する情報資料の収集利用 ④宗教に關する情報資料の収集利用 ⑤宗教に關する情報資料の収集利用		①宗教に關する情報資料の収集利用 ②宗教に關する情報資料の収集利用 ③宗教に關する情報資料の収集利用 ④宗教に關する情報資料の収集利用 ⑤宗教に關する情報資料の収集利用		①宗教に關する情報資料の収集利用 ②宗教に關する情報資料の収集利用 ③宗教に關する情報資料の収集利用 ④宗教に關する情報資料の収集利用 ⑤宗教に關する情報資料の収集利用	

[illegible]

日本エヌエスコ国内委員会	中央教育審議会
国立教育研究所	文化功勞者選考審議会
国立科学博物館	宗教法人審議会
国立近代美術館	教育課程審議会
総度観測所	保健体育審議会
統計数理研究所	中央職業教育審議会
国立道徳学研究所	学従厚生審議会
国立国語研究所	教育職員養成審議会
日本芸術院	学府奨励審議会
	御用学審議会
	社会教育審議会
	国語審議会
	私立大学審議会
	大学設置審議会
	著作権審議会
	教科用図書検定調査審議会

管理課 ①職員の職務に免給その他の人事 ②公文書の検閲差込に関する事項 ③文化財についての国庫補助金取負料負担補償に関する事項	附属機関 文化財専門審議会 東京国立博物館 東京都国立博物館 奈良国立博物館 研究所 事務局出張所
企画課 ①機關 ②政策の樹立 ③国庫文化に関する事項 ④所管行政総合調整 ⑤統計調査 ⑥法令案公文書の審査	記念物課 ①史跡名勝天然記念物に関する事項 ②埋蔵文化財に関する事項 ③民俗資料に関する事項
建築工芸課 ①美術工芸品である文化財に関する事項	建築造物課 ①建造物である文化財に関する事項
美術文化財課 ①無形文化財に関する事項	研究部



